

平成28年壮警町議会第4回定例会を、次のとおり招集する。

平成28年12月2日

壮警町長 佐藤 秀敏

記

1 期 日 平成28年12月15日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- (1) 壮警町個人情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
- (2) 土地の取得について
- (3) 壮警町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の制定について
- (4) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 壮警町税条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 壮警町保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 壮警町体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 公の施設に係る指定管理者の指定について
- (11) 公の施設に係る指定管理者の指定について
- (12) 平成28年度壮警町一般会計補正予算（第9号）について
- (13) 平成28年度壮警町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- (14) 平成28年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- (15) 平成28年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- (16) 平成28年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

○応招議員（9名）

1番 佐藤 忞君

3番 毛利 爾君

5番 真鍋 盛男君

7番 高井 一英君

9番 松本 勉君

2番 菊地 敏法君

4番 森 太郎君

6番 加藤 正志君

8番 長内 伸一君

○不応招議員（0名）

平成28年壮瞥町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成28年12月15日（木曜日） 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 各委員会からの所管事務調査結果報告について
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 議案第75号ないし議案第90号
（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（9名）

1番	佐藤	恣	君	2番	菊地	敏	法	君	
3番	毛利	爾	君	4番	森	太	郎	君	
5番	真鍋	盛	男	君	6番	加藤	正	志	君
7番	高井	一	英	君	8番	長内	伸	一	君
9番	松本	勉	君						

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤	秀	敏	君	
副町	長	杉村	治	男	君	
教育	長	田鍋	敏	也	君	
会計管理者	小	松	正	明	君	
総務課長（兼）		作	田	宏	明	君
企画調整課長	庵		匡		君	
税務財政課長	上	名	正	樹	君	
住民福祉課長	小	林	一	也	君	
経済環境課長（兼）		阿	部	正	一	君
商工観光課長	齊	藤	英	俊	君	
建設課長	工	藤	正	彦	君	
生涯学習課長	山	本	貴	浩	君	
選管書記長（兼）		作	田	宏	明	君
農委事務局長（兼）		阿	部	正	一	君
監委事務局長（兼）		齋	藤	誠	士	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	齋	藤	誠	士	君
---------	---	---	---	---	---

◎開会の宣告

○議長（松本 勉君） ただいまより平成28年壮警町議会第4回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において

5番 真鍋盛男君 6番 加藤正志君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（松本 勉君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月16日までの2日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月16日までの2日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（松本 勉君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会一般、総務経済合同常任委員会所管事務調査報告、監査委員からの例月出納検査結果報告、定期監査結果及び指定管理者監査報告、各団体からの陳情、要望等、一部事務組合議会報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

今期定例会の付議事件は、議案16件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎各委員会の所管事務調査結果報告

○議長（松本 勉君） 日程第4、各委員会の所管事務調査結果報告を行います。

各委員長から調査結果の報告を求めます。

総務常任委員会、佐藤委員長。

○総務常任委員会委員長（佐藤 恣君） 総務常任委員会の所管事務調査結果を報告申し上げます。

総務常任委員会では、9月12日に所管事務調査を実施いたしました。その結果、次のとおり調査の経

過と結果を報告いたします。

調査事項、壮警高校のあり方における方向性について。

調査方法、委員会の開催、調査をするための委員会を開催し、委員同士の意見交換や町や教育委員会に対して質疑を行いました。

委員会に出席した委員、委員会に職務のため出席した者、委員会に出席した説明員は、お手元に配付の書面のとおりであります。

委員会の調査結果、壮警高校のあり方における方向性について各委員に意見を出していただき、町側と議論をしました。委員からは、特色のある高校のあり方についての意見が出されました。この件に関しては、議論し尽くせていない部分もありますので、今後も引き続き調査をしてまいりたいと思います。

以上で総務常任委員会所管事務調査の経過と結果を申し上げ、報告を終わります。

○議長（松本 勉君） 次に、経済常任委員会、真鍋委員長。

○経済常任委員会委員長（真鍋盛男君） 所管事務調査結果報告を申し上げます。

経済常任委員会では、9月5日に所管事務調査を実施しました。その結果、次のとおり調査の経過と結果を報告いたします。

調査事項、1、台風10号による農業被害等について。

調査の方法、委員会の開催、調査をするための委員会を開催し、現地視察の実施と担当課長に対して質疑を行いました。

委員会に出席した委員、委員会に職務のため出席した者、委員会に出席した説明員は、お手元に配付の書面のとおりであります。

委員会の調査結果及び意見、本委員会では台風10号による被害を確認するために現地を視察しました。委員からは、災害対応については職員の安全確保も含め、観光地でもあることから、観光客を意識した対応にも努められたいとの意見が出ました。町側には、各担当課の計画どおりに復旧を進められたいと伝えました。

以上で経済常任委員会所管事務調査の結果を申し上げ、報告を終わります。

○議長（松本 勉君） ただいま報告のありました各委員会の所管事務調査結果について質疑を受けません。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これにて各委員会の所管事務調査結果報告を終結いたします。

◎行政報告

○議長（松本 勉君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 本日、第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しい中、定刻までにご出席をいただき、まことにありがとうございます。

平成28年第3回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第3回定例会以降における工事発注一覧表を配付してありますので、ご照覧ください。

次に、北海道新幹線×n i t t a n地域戦略会議によるプロモーションについてご報告申し上げます。11月17日から3日間、東京都内3カ所で北海道新幹線×n i t t a n地域戦略会議が主催する胆振、日高地区の観光、物産PRイベントが開催され、その初日に池袋サンシャインシティで行われたオープニングイベントには、私を含む日胆地区の14首長が出席し、各首長がみずからプレゼンターを務める大抽せん会やPRコーナーの開設などを通じ、首都圏の皆様にも新幹線を利用した北海道観光を強力にアピールしました。当日は、アイドルグループ、AKB48のメンバーで、北海道出身の坂口渚沙さんもゲストとして参加したこともあり、多くの来場者が会場を訪れ、改めて北海道旅行に対する関心の高さを認識するとともに、継続的な情報発信の必要性を感じたところであり、今後近隣市町と連携し、活動を継続していく考えであります。

次に、日本ジオパークネットワーク再認定審査についてご報告を申し上げます。洞爺湖有珠山ジオパークは、平成20年12月に認定されてから8年がたちます。これまでに再認定審査は平成24年度に実施されており、ことしが2回目の再認定審査となります。このたびの再認定審査は、10月20日から21日の2日間にて3人の審査員を迎えて行われました。審査では、当地域の体制や1市3町のジオサイト並びに各種分野における連携等を説明しております。そして、12月9日の夕刻に日本ジオパーク委員会から正式に再認定の連絡をいただいたところであります。委員会からは、前回の再審査における課題等について取り組んだ点や地域住民のジオパーク活動を通じた防災意識の高揚が認められるとの評価をいただきました。来年にはユネスコ世界ジオパークの再認定も控えておりますが、引き続き1市3町の連携のもと地域の皆様とともに魅力ある地域づくりを進めてまいりたいと考えております。また、同日には道庁にて平成28年度北海道社会貢献賞、防災功労者の表彰式が行われ、NPO法人有珠山周辺地域ジオパーク友の会代表の三松三朗氏が高橋はるみ知事より表彰状を授与されました。これまでの火山との共生の伝承、防災教育の取り組みが認められての受賞とのことであり、このたびの受賞は、地域にとりましても大変喜ばしいことであり、より一層のご活躍を期待しております。

以上、平成28年第3回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（松本 勉君） これにて行政報告を終結いたします。

◎一般質問

○議長（松本 勉君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 平成28年第4回定例会に当たり質問いたします。

1点目として、介護保険法の改正に伴い、平成29年4月までに全ての保険者で要支援者に対する新しい総合事業の開始が求められており、その取り組みの進捗状況について質問します。平成27年度介護保険法が改正され、市町村の取り組みは移行に際しては受け皿の整備が一定の時間がかかることから、27年度、28年度は市町村の選択でありましたが、平成29年4月までに全ての保険者は地域支援事業の充実にあわせた予防給付の見直しを柱にして支援者に対する新しい総合事業を開始しなければならないのであります。

1番目に新しい介護予防・日常生活支援総合事業をどのように取り組むか、そしてその内容について伺いたいと思います。

2番目に要支援者の訪問介護を柱にした予防介護・生活支援サービスについてどのように取り組むか、その内容について伺います。

3番目、この事業について町民の皆さんに対する説明会の開催が必要と考えますが、いつ開催するかについてもあわせて質問いたします。

2点目として、年々増加傾向にある認知症について、壮警町の現状と認知症の方々に対する対応策について質問いたします。

1番目として、介護保険法の改正により総合的に地域づくりを推進することが求められ、その中で取り組みを強化して、認知症対策が求められています。壮警町の取り組んでいる施策内容、またこれから取り組もうとしている内容について伺います。

2番目、認知症の疑いのある方の運転による交通事故が報道されていますが、壮警町の高齢者の運転免許証の自主返還の状況、また返上した方への対応について考えていることがあれば、その内容について伺いたいと思います。

3番目、壮警町内における自動車運転時の事故発生と其中で占める高齢者の現況について伺います。

3点目として、防犯灯LED化更新事業の取り組みの進捗状況について質問します。壮警町は、平成28年度当初予算の総務費、財産管理費でLED照明導入調査事業委託料を計上して事業に取り組んでいますが、その事業はどこまで進んでいるのか、この事業の目的として、町のホームページから引用しますと、町内にある約431基ある防犯灯の全基、全て一斉LED化を附帯サービスつきリース事業にて実施し、町内の防犯灯を原則としてCO2排出量の削減に貢献できるLED灯で統一することを目的として掲げております。

それで、1番目、この事業の進捗状況はどうなっているか。

2番目、事業対象となる各自治会管理の街路灯と防犯灯の数はどうなっているか。

3番目、この事業実施による効果として電気料は現状と比較してどの程度減額されるのか。

4番目、この事業の取り組みの目的にCO2排出量の削減とありますが、現在の水銀灯使用の街路灯のCO2の排出量とLED化に移行したときの排出量の削減はどのようになるのか。

5番目、この事業はリース契約により進められるが、リース契約の内容についても伺いたいと思います。

6番目、現在街路灯の管理費と電気料は各自治会で負担し、電気料は自治会が2割負担、町が8割補助しているが、この8割補助を引き続き継続する考えか。

以上の内容について答弁をいただき、その後質疑を交わしたいと考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 1番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回ご質問の介護保険法の改正に係るご質問の1点目からお答えいたします。壮警町では、平成28年3月に新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行しております。新しい総合事業移行後は、従前の訪問介護に相当するサービス、ホームヘルプ及び通所介護に相当するサービス、デイサービスの給付を行っているほか、平成28年3月以降に要支援の認定を更新、または新規で取得された方を対象に新しい総合事業による訪問介護サービスと通所介護サービスの給付を行っております。新しい総合事業では、要支援の認定を受けた方、介護認定の結果が非該当となった方に新しい総合事業サービスの給付ができる仕組みとなったほか、要支援の認定を受けなくても新しい総合事業サービスを希望される方を対象にチェックリストによる判定のみでサービス提供をすることができる仕組みが導入されていますが、本町においてはチェックリスト判定のみでの給付の運用については行っておらず、現在他の先進自治体の運

用等を参考にしながら検討をしているところであります。

2点目の質問についてですが、法改正により予防介護・生活支援サービス事業は従前の給付に相当する訪問介護相当サービスと通所介護相当サービスのほか、生活支援サービスとして市町村の裁量により国の定める人員基準、運営基準を緩和したサービスや住民主体のサービス、移動支援サービス等の多様なサービスができることとなりました。多様なサービスの提供について国が示すサービスの類型は活動主体、活動の担い手、事業の実施方法などの基本的な事柄を整理するための例示であり、国が示すサービスの類型の全てを実施する必要はなく、また地域の実情に応じて異なる類型を定めることを妨げるものではないので、類型にこだわることも全部を実施する必要もないとされています。しかしながら、新しい総合事業の実施に当たっては、介護保険制度上、事業費の上限額が定められており、本町の現状としては訪問介護相当サービスと通所介護相当サービスの給付、ケアプランの作成費、一般介護予防事業として取り組んでいる転ばん塾に係る事務費等でおおむね上限額に達しており、多様なサービスの開発、給付は難しい状況にあります。国の示す類型に近いものとして既に壮警町が独自に提供しているサービスとして、壮警町自立支援事業や社会福祉協議会が行っている配食サービス、ふれあい友愛訪問等の事業があることから、現在あるこれらの地域資源、独自施策を有効に活用していくことが必要と考えております。

3点目の町民の皆様への説明についてであります。サービスの利用に当たっては介護保険の限度額の管理やどのようなサービスをどのくらい利用したいか等、被保険者ご本人やそのご家族の方とも調整した上で、ケアプランの作成等、専門的な知識も必要とされることから、説明会の開催については考えておりませんが、町民の皆様へお知らせが必要な事柄につきましては適時広報等でお知らせしたいと考えております。これまでご本人やご家族からご相談がありましたら状況に応じたご説明等の対応をしておりましたし、地域包括支援センターと連絡を密にしながら地域で支援を必要とされる方を見つけ、適切な支援に取り組んでおり、これまでと同様に今後も適切な支援の提供に努めてまいり所存であります。

認知症に係る1点目のご質問の認知症施策については、法改正により平成30年度から全ての市町村で認知症初期集中支援チームを実施することとなっております。このチームの目的は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けられるために認知症の人やその家族に早期にかかわり、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築することであり、必要とされた配置人数と職種について国が示す基準では保健師等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者2名以上、認知症サポート医である医師1名の計3名以上の専門職となっております。保健師等が家族から訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、医療機関の受診等への結びつけ、早期に集中的に対応していくものとなっております。効率的な運用に向け現在洞爺湖町、豊浦町とともに検討を進めており、壮警町においては平成30年度からチームが発足できるように検討中ですが、認知症の方には早急な対応が必要なことから、これまで同様地域包括支援センターを中心として町保健師、関係機関等との連携により、地域やご家族からの声もお聞きしながら認知症の方及び認知症が疑われる方に適切な支援ができるよう努めてまいります。

2点目の高齢者の運転免許証の返納状況についてですが、議員が言われるように、確かに認知症の疑いのある高齢者の交通事故が報道され、最近伊達市でも高齢者が運転操作の誤りから衝突事故を起こしている報道があり、高齢者の事故について危惧しております。ご質問の運転免許証の返納については、伊達警察署に照会し、確認しましたが、壮警町のみの人数を把握していないとのことであります。伊達警察署管内では、平成28年9月末現在で45件となっております。平成26年度は56件、平成27年度では54

件と管内の運転免許証の返納は横ばいの状況とのことであります。また、返納した方への対応についてであります。現状としては公共交通機関やコミュニティータクシーをご活用願えればと考えております。

3点目の高齢者の事故の現状についてですが、これにつきましても伊達警察署に照会し、確認いたしました。壮警町内の高齢者の事故の状況は、平成28年度11月末現在で8件の事故が発生、そのうち4件が高齢者の事故となっており、高齢者の割合が50%となっております。また、平成26年度は4件中1件、平成27年度は9件中2件において高齢者の事故となっております。これからの高齢者社会における課題として、高齢者の事故の抑制とあわせ、郡部における交通手段の確保をどのように考えるかが必要となってきているものと認識しております。今後も国や他機関の動向に注視し、高齢者に対する対応を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げ、ご答弁といたします。

次に、2点目のご質問にご答弁申し上げます。議員ご指摘のとおり、町では平成28年度において街路灯のLED化を進めているところでございます。これまでも自治会長会議等で電気料値上げにより自治会負担が増加しており、対応を求められていたことから、既存照明をLED化して、電気料の負担軽減や今後の水銀灯生産中止を見据えて行うものであります。また、このたびのリース事業につきましては、町内街路灯の一括変更の際に係る経費において有利な財源措置がなく、単独財源での対応となるため、初期投資が多くなることを考慮し、間接的補助ではありますが、環境省の制度を活用するリース事業で行うこととしたものであります。

1点目の事業の進捗状況であります。LED照明導入調査事業を10月末で完了し、町内の街路灯の台帳整理やLED導入計画書等の提出を受けております。現在プロポーザルにて選定された業者とリース契約について取り進めており、来年2月中には町内の街路灯をLED照明に変更する予定であります。

2点目の事業対象となる自治会管理の街路灯についてであります。調査の結果、町内には街路灯458基が設置されており、自治会管理で413灯、役場管理で45灯となっております。また、自治会管理413灯のうち14灯、役場管理9灯が既にLED化されており、今回のリース事業では自治会管理398灯、役場管理36灯の計434灯が事業対象となる予定であります。

3点目の事業実施による電気料の削減ですが、調査を行った既存街路灯の電気料金をもとに試算した結果、約50%程度の削減が見込まれます。ただし、ご承知のとおり電気料金には燃料調整費や再生可能エネルギー等が賦課されており、削減額についてはあくまでも試算であるとお理解をお願いいたします。

4点目の二酸化炭素排出量の削減であります。調査結果では町内の街路灯434灯をLED化することにより既存街路灯年間使用電力量29万7,440キロワットアワーがLED化により年間使用電力量8万6,620キロワットアワーとなり、年間使用電力量21万820キロワットアワーの削減が見込まれ、これにより年間の二酸化炭素排出削減量は116トンと見込まれております。

5点目のリース契約の内容ですが、既存街路灯を灯具及びライトバルブをLEDに取りかえた後、賃貸借期間を10年間、毎月のリース料の支払いの契約となります。また、賃貸借期間が終了した後は、町に無償譲渡されることとなります。

6点目の自治会が負担している電気料等の補助についてですが、町としては現状の補助率を継続して実施する予定であります。町といたしましては、これまで連合自治会等から要望である電気料金負担の軽減や国が進めている二酸化炭素排出量削減を目的として事業を実施しております。まずは、一つの目

的を達成できる見込みとなりましたが、今後街路灯の設置箇所や設置位置においても課題があるものと認識しておりますので、自治会等のご意見を伺いながら見直しをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げ、ご答弁といたします。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 今3点にわたってご答弁いただきましたけれども、何点かについてこれから質問を続けたいと思います。

答弁いただきましたけれども、私たちはやはり情報が少ないために理解していない面があったのでないかと反省しております。今の答弁で取り組みの状況、これを把握することはできましたけれども、新しい介護予防の日常生活支援総合事業に移行している。私は、移行しているということは正直言って知りませんでした。そういう面で移行に伴って従前と比べてどの程度利用人数が変化したのか、その点もしも数を把握していればお知らせ願いたいけれども、もしも現在その数把握していなければ後日でよろしいですから、ぜひお知らせ願いたいなと思います。

それから、福祉の予算審議などのときよく聞かれるのに転ばん塾という言葉が聞かれます。それで、今回も答弁の中に転ばん塾のことが書いてありますが、この転ばん塾については壮警町は長く取り組んでいるはずで、そこで、この実践活動に長い間取り組んでいて、どの程度の人が参加しているのか、そしてこの実施によってどのような効果があるか、長年やっているから、効果あるから、やっていると思うのですけれども、効果がどの程度あるかについてももしも承知していれば伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

2点質問あったかと思えます。まず、1点目の新しい総合事業に移行してからの利用者数等の推移、変化等があったかという点についてでございます。新しい総合事業につきましては、町長の答弁にもありましたとおり、平成28年3月から壮警町は移行しております。今回の新しい総合事業に係る制度の運用については、利用者の皆さんに新しい総合事業に移行したことで利用者の負担金額、また利用回数等に影響があるというものではなくて、町として介護保険者としての制度運用に係る部分で、会計上の取り組みですとか事業サービスの提供に係る事業に係る上限額等の枠が決められていること、また市町村が独自に開発するサービス等を法のほうで認めるよといったようなことの趣旨で法改正が行われているところがございます、28年の2月まで旧の総合サービスのほうも利用されていた方とその利用者にとっての負担増であったり、利用回数の制限といったような変更があったものではないということがございます、人数につきましては平成28年の10月現在の状況です。訪問介護、通所介護に係る方の利用ということで、現状では訪問介護に係る方16名と通所介護に係る方が、月ですが、16名ということで、従前の制度からの利用者とは大きな変更はないものというふうに承知をしているところでございます。

また、2点目、転ばん塾についてでございます。こちらは、一般介護予防事業ということで、在宅での自立した生活をできるようにということで健康づくり、また転ばないというか、日常生活の中で足腰を鍛えて、けがすることのないようにというようなことでいろんな運動プログラム等を取り入れた中で事業を実施しているところでございます。申しわけありません。参加されている方の人数につきましては、手元に資料がありませんので、ちょっと今お答えはできないのですが、転ばん塾での取り組み、参加されている方の状況等を見させていただきますと、健康に自分で歩くということの取り組みであったり、健康的な生活を送ることはどういったことかというようなお話を聞くことによって、日常生活の中で健康面に気をつけて自立した生活を営んでいくといった意識づけに大変効果があるというふうに把握しておりますので、今後も引き続き健康で長生きできるというものの取り組みの一つとして継続を

していきたいというふうに考えております。ちょっと実数は把握していないのですが、1回の開催におおむね30名前後の方の参加をいただいているという状況でございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） わかりました。そこで、やはり今回の改正で大きく変わったのは要支援と要介護、これが完全に分かれたことではないかと思えます。要支援は1と2、それから要介護は1から5というようにそれぞれ段階において判定され、受けるサービスもその段階により異なりますが、そのような認定されている人数等については後日私のほうで直接担当者に聞いて、これからの参考にしていきたいなと思えますけれども、やはりこういう制度が変わったことについての町民の皆さんに対するお知らせが何か欠けているのではないかなと、そんな気がしてなりません。私は、例えば3月の定例会の一般質問の中で認知症について取り上げました。そのとき認知症資料の小冊子の発行、配布に取り組みますと答弁というか、計画が示され、答弁もあったのですけれども、そのとき答弁のやりとりの中でいつ発行するのですかということでお尋ねしたところ、年度内ということだったのですけれども、私はできるだけ早く発行すべきでないかということでもっとやりとりしたのですけれども、そのときの答えは認知症の理解と受けられるサービスを夏ごろまでに作成し、配布したいという答弁があったのですけれども、既に夏は過ぎ、冬が来た。多分私はこれは3月までに延ばされるのかなと思うのですけれども、やはりこういう答弁されたからには努力してほしいなと、そんな気がしてなりません。

そういうことを申し上げて、次に認知症施策について伺いたいと思えます。日本では10年後に認知症の予備軍、私も予備軍の最先端にいると思えますけれども、予備軍を含めて700万人になるのでないかと推定されて、認知症の人への支援も大きな課題と言えます。先ほども平成30年から取り組むというお話もありましたけれども、そこで町がまとめている認知症の疑わしき方はどの程度いるのかな。3月の定例会のときにはおよそ90人程度でないかということだったのですけれども、現在どの程度なのかなと。それから、認知症について地域住民の方、その地域に住んでいる方々が知識を持たなければならない。ただ隣の誰々さんが認知症なのだねなんてうわさ話をするのでなくて、やはりきちっとした理解をすることが必要でないかという気がしてなりません。そこで、認知症の人や家族を見守る応援者、認知症サポーターの養成が私は急務でないかなと考えているのです。そこで、このことについても3月の定例会のときに質問したのですけれども、およそのその段階で町内で177名の方がこの講習を受けて、サポーターとなっているというお話を聞いたのですけれども、それから現在このサポーターはどの程度ふえているのかな。人数などは難しいと思えますけれども、そのようにやはりサポーターの養成が必要になってくるのではないかなという気がしてなりません。そこで、提案なのです。町民皆認知症サポート宣言をぜひやってほしい。町長を先頭にして町職員全員、また私たち議会議員全員も認知症サポーターになるような取り組みをぜひやっていただきたい。このように町職員全員がサポーターになるとか議員全員がサポーターになるというのはまだ全国的にも余り聞いておりません。ぜひこういうものを取り上げていきますと、多分マスコミなどでも大きく報道されるのではないかと思うのです。そういう面で町のPRにもなりますし、そしてそのように町職員だとか議会議員が全員が講習を受けて、サポーターになる、それを基礎にして、地域の団体や自治会等に呼びかけて、1年くらいでは難しいかもしれませんが、1年から2年かけて町民皆認知症サポーターということの町になることを私はこれからの高齢化社会を迎える上で必要でないかな。そうすることによって、よく安心、安全なまちづくりということを掲げておりますけれども、その実現に一步でも近づくのではないかなと。私は長い間地域活動に取り組み、現在も取り組んでいる一人ですけれども、同じ住民でありながら、やはり傍観者が結構多いのです。何やっても我関せずという方が多く見受けられるのが現状です。全ての町民の皆さんが口先の建前

論だけでなく、一人一人の実践活動が住みよいまちづくりにつながるのではないかなと。ちょっと聞き苦しい言葉を使ったかもしれませんが、さきに申し上げた町民皆認知症サポーターの取り組み、これを今後検討していただきたいなと思いますけれども、これは通告も何もしていませんので、すぐ答えは出ると思いませんけれども、このことについてどのようにお考えになるか、お考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

ただいまの質問の中で前段の部分で認知症に係るリーフレットというか、お知らせ版、そういったものの作業が遅いのではないのかということのご指摘がありましたので、この点につきましてはご指摘のとおりちょっと作業がおくれています、担当者とも一生懸命介護保険の制度を含めて、認知症といったものがどういったものであるかといったものをお知らせできるようなものを今現在作成をしておりますので、できるだけ早く完成に向けて頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。

また、認知症の方、疑わしい方等も含めての把握ということでございますが、3月の一般質問、答弁の中で90人ぐらいではないかということでございます。実際にお医者さんの診断等を受けてと、疑わしいということ、どの程度なのかといったようなことも含めますとなかなか把握することも難しいのかなというふうに思っていますが、おおむねそれぐらいの人数の方が今現在もいらっしゃるのかなというふうな想定はしているところでございます。認知症サポーターについてのご提案についてでございます。認知症、議員のお話あったとおり、700万人、10年後、非常に社会問題ともなるような大きな問題であるということ、国のほうでも危機感を持った対応をとというようなことで通知等があるところでございます。町民皆認知症サポーターというご提案でございます。大変目標とすべきところ、認知症にかかる人、地域の中に認知症、もしくは疑わしいという方がいらっしゃったときにそこをサポートしていくといった取り組みは今後ますます重要になってくるのかなという気がいたします。ご提案いただいた部分で議員の中でも一、二年の取り組みの中でというか、早期に全てを実現というのはなかなか難しいのかなというのは担当としての感想でもございますが、目指すべきところということの目標の一つとして設定することは可能なのかなというふうには思いますが、どういった取り組みで、どういった方法でしていくのか、またサポーターとなっていていただく方には正しい認知症に関する知識、またサポートするに当たってどのようなことができるのかといったようなこと、理解も十分浸透して、図っていくことが必要のかなというふうにご考えております。平成29年度、平成30年度からの3年間に係る介護保険に関する計画の策定の時期でございます。認知症に関する部分の取り組みというものを国を挙げて取り組みを進めなければならないというようなことがございますので、そういった計画的な取り組みといった部分も含めて検討をしていきたいというふうにご考えているところでございますので、ご提案につきましては担当課としてもできる場所の取り組みを考えていきたいというふうにご考えております。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 町のほうで検討して、住んでよかった、安心して住めるまちづくりの一助として、課題はあるかもしれませんが、ぜひ取り組んでいただきたいなということをお願いいたします。

さて、高齢者と交通事故、これについて今大きく報道されております。そして、高齢者の自動車運転免許証の更新時に認知症検査が加わり、私も2回更新時にそのテストを受けて、何とかテストは合格したのですが、2015年6月に国のほうでも道路交通法の改正が国会を通過し、認知症のおそれがあると判定された人は違反経験がなくても医師の診断が義務づけられ、医師から認知症と診断された場

合、免許証の取り消しまたは停止となるということが新聞報道されておりました。そこで、私たち高齢者は特にへんぴといたしますか、住んでいる場所においていろいろと自動車免許証がなければ日常生活に大変支障を来す、そういうのが現実として起こっているのは事実であります。答弁いただきました内容は理解いたします。現在都道府県の警察では免許証の自主返納を呼びかけておりますけれども、先ほどの答弁にあったように、そんなに多く進んでいないのが現状です。そこで、ちょっと私残念だったのは伊達署管内の全体像はわかったのですけれども、市町村別は統計としておりませんという答えだったと思いますけれども、やはりこれからのこういう事故対策に当たってはきちっとした市町村別の統計もあって、それを活用して、警察のほうでも市町村に呼びかけていくのが筋でないかなと思うので、そういう統計をとっても市町村別にわからないというのはちょっと残念だという気がしてなりません。そこで、私たちの身の回りに、免許証を返納した人に私は接しております。その方は既にことしの3月に返納したのですけれども、返納する前に返納したら大変不自由だということで、約6カ月前からバスを使って買い物に行くとか、また日常生活の食料品などは、配達業者ありますよね。ここで会社名を言うとかちょっとおかしくなりますので、言いませんけれども、よく町内を配達で走っている車があります。それを利用し始めたのです。そして、その方は地元の商店での買い物が不便だと言っております。ここにいらっしゃる方、地元の食料品などを買い求める方が何%いるかちょっと疑問に思います。本当に新鮮なものが手に入らないのです。そういう面でやはり地域の状況によっても異なるのですけれども、その方は地元の商店での買い物が不便だからということ、そして3月にちょうど自動車の車検の更新時だったので、それをきっかけにしてやめた方がいらっしゃいます。そういう面で、現在伊達の病院にも通っておりますけれども、コミュニティータクシーを利用しております。そこで、提案ですけれども、このように自主的に運転免許証を返還といたしますか、返納した方に対して何らかの手当てが必要でないかなという気がしてなりません。私もこの質問に当たっていろいろと調べてみました。東京都だとか京都、そういうほうではぐるみといたしますか、京都では京都府ぐるみでこの高齢者の免許証自主返納に取り組んでいるのですけれども、北海道の道警のホームページ見ても余りその熱意が感じられない。残念なことです。そこで、何らかの手当てというのは、例えばこの方はコミュニティータクシーを使って伊達の病院に通っております。また、室蘭の病院にもバスを使って行っているのですけれども、室蘭までのことは別としても、例えば伊達にコミュニティータクシーを使って通院する場合、1回500円ですか、かかりますよね。ですから、終身とは言いません。返納したときに例えば10回分のコミュニティータクシー券を渡すとか、そういうことの手当てをすることによって返納者もふえて、高齢者の事故防止にもつながるのでないかなと、そういうことを考えておりますし、提案したい。答弁の中に国や他機関の動向を注視してとありましたけれども、私はやはり事故防止等については町同時の対策を考えることが必要でないかということで、この点について伺いたいと思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃられるとおり、返納した方に手当てという形で、今回の一般質問の中で、私もこの一般

質問受けた中でその辺について各自治体、ほかの行政、取り組みをどのようなものを行っているかという形でもちょっと調べさせていただきました。その中でいきますと、免許証というのは大体身分証明というかわりで使われる方がいらっしゃるという形が多いという中でいけば、自主返納した場合に警察のほうで運転経歴証明書というのが交付されると。それは、ほとんど免許証と同じような仕組みになって、写真もついていて、本人の確認書類として使用できるという形がございます。その中でいくと、交付手数料を各自治体で助成をすとか、これ交付手数料が1,000円なのですけれども、それを助成すとか、あとは議員おっしゃられたタクシー券の補助とか、あとバス運賃の優遇措置等を検討したり、実施しているというふうに見ております。また、近隣の町で、今回の12月の議会でも70歳以上の運転免許証返納者に対して1年間バス運賃を割り引く制度の導入を早期の実現に向けて検討してまいりたいという町もございます。それも承知してございます。ただ、そういった中でまず壮警町はどのようなかという形でいくと、当然有料ではありますけれども、コミュニティータクシー、ドア・ツー・ドアというサービスをさせていただき、町内のサービスを実施しておりますし、また病院に関しては町外においてもそういうコミュニティータクシーを運用しているという形とプラスアルファ、70歳以上の方は皆さん敬老パスというのをいただいて、町内は公共交通、バスのほう無料というふうにお聞きしてございます。それを有効に活用していただける形で、仮に町外に出たとしても町内分は無料で、町外の部分は有料にはなりますけれども、そういう優遇措置はこれまでもしてきているというふうな認識はございますし、今後ともその辺を踏まえてあとはどのような形で手だてができるかという形でいくと、ほかの町よりも少なからずうちとしては高齢者に対して足の確保とか、また公共交通機関がなくならないよう負担金も払ってバスの運行をしているという形もありますので、その辺は各自治体の部分も含めてというお話もありますけれども、全体的に考えて検討をしなければいけないという認識はありますけれども、今の現状としてはまずは実施しているという形でご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 今答弁されたこと私も承知しての上で提案したのですけれども、免許証を返納して、そして車がなくて不自由されている方を実際に目の当たりに見て、やはり返納した方には少しです。一生とは言いません。本当に少しでも返納してよかったなということを感じられるようなことが必要でないかなということで先ほど提案したのです。課題はいろいろあると思いますけれども、検討していただければ、そんな気持ちでいっぱいです。

最後に、街路灯のLED化について質問を続けたいと思います。私は、町のホームページをよく見ている一人なのですけれども、たしか8月に開きましたら防犯灯LED化更新事業に係る公募型プロポーザルを実施しますということで、ここにプリント持ってきているのですけれども、出ておりました。そこで本格的に町は取り組むのだなという気持ちでした。そして、その後係のほうから各自治会長宛てにこういう事業に取り組むので、必要のない街路灯があったり、必要だということがあれば報告してくださいということだったのです。そこで、私たちの自治会では、役員が夜街路灯を実際に見て回りました。そうすると、やはり現在の街路灯の設置位置などいろいろと課題があるのでないかな、そんなことがわかりましたので、そういうことも添えて実は町のほうに報告しました。そこで、やはり水銀灯から街路灯、一気にLED化に取り組むということは経費もかかりますし、町の取り組み、私は高く評価したいなという気持ちでいっぱいです。そこで、きょう答弁の中に電気料金はどの程度安くなるのかということ、たしか50%、半額程度ということでしたよね。そうすると、私は3分の1くらいになるのでないかなと期待を持っていたのですけれども、電気料はそのときのいろんな情勢によって変わる

ということも私は承知していますので、50%になれば町も、街路灯補助予算化しているの今現在600万ですか、それが300万で済むなど。そうすると、減った300万はこちらのリース料を払うことができ、町の財政もある程度、これに取り組んだからといってそんなに財政的な負担にならないし、それよりも各自治会の負担が軽減されるということ、これが嬉しいなと思っております。そこで、1つお聞きしたいのですけれども、現在200ワットの水銀灯が主流ですよ。今回このリース契約の上で200ワットの水銀灯に対してどの程度の明るさのLED電球がつかうのか、それちょっと承知していればお聞きしたいなど。最初に伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

今既存の水銀灯の200ワットとか250ワットの部分につきましては、基本的に56ワット、例えば今自立柱についている丸型の部分が水銀灯ついているのがございますけれども、それでいきますと消費電力が既存が200とか250の部分が56ワットの消費電力の電球にかわるという形になってございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） わかりました。やはり電気料軽減のためにこのように取りかえるのですから、従前と明るさが変わらないくらいのを考えているということ聞いて、安心しました。

そこで次に、今回の事業は単に水銀灯をLEDに交換し、町だとか各自治会の電気料の軽減、また維持修繕料、現在の水銀灯は立ててから何十年たったのでしょう。相当年数がたっているのです。数多く水銀灯を持っている自治会は年間に2基から3基の修繕料かかっていたのです。そういう面で軽減されるので、大変嬉しいのですけれども、先ほども言ったように、街路灯の設置位置、これを今後このLED化が完成した後に考えていただきたい。あと2メートルほど移動すると明かりが届く範囲が広がるようなところも私たちの自治会にありました。また、街路灯をつけたときにはその周りに、樹木は小さい樹木だったかもしれませんが、大きくなって、そして樹木の中に埋もれている、そういうものもあります。ですから、私は前のときも申し上げたのですけれども、例えば壮警中学校の校地内にある街路灯、これは日中からついているのです。それは、周りの木の陰になっているからなのです。そういうところもあります。そういう面で、街路灯の設置位置の改善、そして立ててから数十年が経過しておりますので、さびが相当出てきております。現在ある支柱を長く使用することによってやはり町の財政も負担も少なくなりますので、そういう面で支柱のペンキを塗りかえるだとか、そんなことも年次計画でできないのかな、そういうことを考えております。また、10年でこのリースが終了して、この施設は自治体、壮警町に無償供与されますよね。その後どうなるのかな。といいますのは、あとは自治会でまた管理してくださいというのか、ずっとそれを末永く町が街路灯を管理して、そして地域が2割の負担でずっと続けていく考えなのか、その点ちょっと心配になったものですから、あわせて質問したいなど。

そういうことで私の質問全て終わりたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

3点ほどあったかというふうに思っておりますが、まず設置位置等についてという検討されたいという形で、当然原課としましてはそういう通達を出して、自治会からご協力をいただいて、不要な部分があるとか、あとはその辺がどうでしょうかという形でお聞きしたところで、議員おっしゃるとおり、設置位置についてこういう形にしたほうがよろしいのではないかという意見をいただいていると認識してございます。町長の答弁でもありますけれども、まずは1つ目的としてLED化させていただいて、二酸化炭素の排出量削減をして、それがまず今後できる見込みになったわけでございまして、その中で答

弁の中にも街路灯の設置箇所や設置位置においても課題があるものと認識しているので、自治会のご意見を伺いながら見直し等を検討してまいりたいというふうに答弁しておりますので、答弁のとおり検討していきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただければというふうに思います。

また、長寿命化という形、支柱の部分の長寿命化、確かにもう年数かなりたっていて、今回のリースにつきましては基本的に自立の街路灯につきましては中の電球と安定器だけの取りかえでございまして、当然支柱が新しくなるわけではないという形でもありますので、その辺は基本的に今後長く使う上では取りかえることも必要になってくるでしょうし、その辺は鋭意努力してまいりたいというふうに考えてございます。

それと、10年後の姿、どのようになるかという形、リース期間は基本的にリース業者との提携の中で附帯サービスという形でついていますので、電球とか灯具のリースだけではなくて、灯具自体の保証、例えば球切れを起こしたときとか、そういうのは基本的に町が、今まで自治会が払っていた部分につきましてはリース業者のほうで保証するという契約になってございます。ですから、自治会さんで負担していただいている維持経費は10年間はないというふうに認識しているところでございまして、ただその後どうなるのでしょうかという形になりますけれども、やはりその辺は10年後どのような形で球切れを起こすのか、ただ単価が高いとか、負担をするのにもなかなか切れていなかったのが突然あちこちで切れ出したという負担のことを考えると、そのときの状況にもよりますけれども、状況を見て対応は考えていきたいなというふうに考えてございます。ただ、いずれにしましても10年間の部分につきましては、まずは自治会のほうには今までの負担、電気料も軽減できますし、その負担についてもある程度軽減をしていけると思いますので、その中で今後とも町として考えていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 次に、3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） 私のほうからは、小学校における英語教育、プログラミング教育、これは現時点では中学校、高校も行われているわけですが、それに関連しまして、現在OECDの中でも特に職務時間が長いとされている日本の教育者ですが、町内の教育者の勤務状況はどのような現況なのかお聞きいたします。

それと、職務時間が長いとされる中で次々と文部科学省が打ち出してくる教科内容に十分に対応できるのか、また英語教育とプログラミング教育について現在の対応と将来の対策をお伺いします。よろしくをお願いします。

○議長（松本 勉君） 答弁、教育長。

○教育長（田鍋敏也君） 3番、毛利議員のご質問につきましては、教育に関する事項でございますので、私からご答弁を申し上げます。

教職員の勤務状況についてでございますが、今日の学校を取り巻く環境が複雑化、多様化し、学校では家庭や地域の教育力の低下や学校へのさまざまな要求への対応など多くの課題があり、学校に求められる役割が拡大する中で、教職員の業務は多様化、多忙化しているのが現状です。町内の各学校教職員の勤務状況といたしましては、北海道教育委員会が平成21年度に策定した教育職員の勤務時間外等の縮減に向けた取り組み方策を参考に定時退勤日の設定のほか、若手教職員の授業教材の準備など、時間を要する部分については校内研修コーディネーターが支援するなど、学校全体で時間外勤務の縮減に取り組んでおり、各学校ともその成果があらわれている状況にあると認識しております。今後も時間外勤務等の縮減に取り組む、教職員が今まで以上に児童生徒と向き合う時間を確保し、きめ細かな指導ができ

るよう取り組む必要があると考えております。

英語教育とプログラミング教育についてでございますが、まず英語教育の現在の対応としましては、平成20年度に小学校5、6年生を対象に外国語活動として始まり、平成23年度には必修化され、各小学校において週1時間、年間35時間の課程を設定し、取り組んでおります。当町においては、5、6年生以外にも1、2年生が生活科の授業で年間5時間、3、4年生が総合的な学習の国際理解分野の授業として年間10時間程度、外国語指導助手が担任と連携しながら英語を使った体験的な活動を行っており、他市町と比較し、充実した英語教育を実践していると認識をしております。将来の対策については、平成30年度の教科化に向けて平成29年度において各教科もあわせた日課表等の検討を行い、先行実践を行っている学校等の事例研究や教職員が研修を受講し、授業のあり方を外国語指導助手と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

プログラミング教育については、平成32年度から施行の予定である次期学習指導要領での必修化が検討されておりますが、現状においては詳しい内容は定まっていないのが現状であります。したがって、現在の対応と将来の対策につきましては、実施されることとなった場合の環境整備の方向性や教職員研修のあり方などの情報収集に努め、次期学習指導要領の正確な理解のもとで創意工夫しながら検討を加え、対応できるように備えていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） どうもありがとうございます。私が調べた中でも、今のご報告によりますと壮瞥町の教員の方々はかなり全国から比べるといい環境で教育を行っているなと感じておりまして、大変うれしく思います。

そこなのですが、英語教育のことに関してお聞きしたいのですが、必修化やってことしで6年目になりますよね。それで、6年目に入って、1年、2年生においても、年間で5時間ですから、わずかな時間なのですが、行っていると。ちょっと私これ認識していなかったのですけれども、現在文科省が進めてきている次期学習要領の中での英語教育の中においていろんな意見があるのですが、最近の北海道の先生方のアンケートの中でもちょっと出ているのですが、全体的に数学だとか科学のリテラシーが上がっているけれども、読解力が落ちているということが言われています。その中で、今結局スマホを使うので、アプリだとか、それから若者が今使っているうざいとかきもいとかいって簡単な言葉を使って、語彙というのが少なくなっている。そういうのもあって、一部の大学の教授、それから高校進学のための英語塾の先生の中から意見出ているのは、もっと国語をしっかりやらなければいけない。国語をしっかり覚えている子は英語もしっかりできるし、表現の範囲もふえるということは語彙がふえていると考えれば、わずか5時間なのですから、年間でも5時間、わずかであればかえってこの1、2年生のときは全て国語なり、ほかの算数なりに充ててもよいのではないかなと思ったのですが、そのところちょっとお聞かせ願います。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃられるとおり、いわゆる読解力が落ちている部分においては、国語力という部分においてそういう部分が低下しているというところは指摘のあるとおりでございますけれども、国語というより、小学校における英語教育の中においては生活の時間の中で英語に親しむという体験の活動を通じたものがメインになってきているというところがございますので、その部分においてはこれからどのような職につくにしても当然のことながら外国語、英語というところはどうしても触れていく職も出てくる

だろうというところから考えますと、やはりその部分においてもしっかりとした英語に親しむ体験活動ということをして低学年のうちから行うのが必要なかなというところで考えているところでございます。また、議員おっしゃられるとおり、国語や算数の部分については当然のことながら基礎的な教科という位置づけの中ではもちろん学校の中としても、各学校長の中でも重要視されている部分でありますので、そういう考えのもとで英語教育についてもある程度の時間を使った中で実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） また繰り返しみたいなことになってしまいますが、簡単な感覚、軽い会話とか簡単な名前を覚えるような、1、2年生やっているのかなと思っているのですけれども、それぐらいかなという感じがするのですけれども、それでしたら3、4年で十分であって、それから5年生で求めている英語というのも特に中学校へ進む段階の前の読み書きをしっかりとするのでなくて、コミュニケーションの素地をつくろうという文科省の趣旨だと思うのです。それから考えても英語になじんでいくという単なる案であれば3、4年生からでも前倒し十分であって、あと5年生から教科化になっていくとか、そこでまた変わっていくわけで、本当にわずかな時間なのですから、それを例えば先生と児童が会話交わすと。簡単な交わした言葉をもって家に帰ったらどうなるのか。家で誰も話ししない。自分でもできるわけでは、1年生だから。そうすると、ただ覚えたはいいが、帰って何もないとそれが果たして残るのかなという感じがするのですが、同じようなことなのですから、だからそこ考えるとそこまで、省いてもいいのではないかなと。わずかな5時間なのですから、ちょっとどうしてもそこら辺は気になって、かえってそこら辺で一回簡単な言葉でも習ってやったものが反復する時間もない。そして、時間が過ぎてしまって、3、4年になってやったときに例えばあれ、前にやったときそれやらなかったっけと言われたときに覚えていないなとなったときちょっと学習意欲が落ちるときもあるのではないかなと。それからしたらそんな必要かどうかなというのがあるのですけれども、もう一度ちょっとお聞きします。お願いします。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

本町の英語教育の部分につきましては、議員おっしゃられるとおり、5、6年生での必修化しているということで、1、2年生から3、4年生までの間で先ほど言いました生活科や総合的な学習の時間の中でいわゆる英語だけではなく、日本語も当然取り上げながら英語に親しむという、絵のカードですとか写真のカードですとか、生活科の授業で外に出ていったときに花や小動物や、そういう部分を、例えばこれを英語でという形でカードを見せながらALTの外国語指導助手が行っていると、親しむという部分になっているというところであり、また例えば保育所も含めた中でキッズスポーツであるとか、スポーツを通しての中においても英語に親しむという部分、本当に生活の中の身近な部分においての一部分のところでの英語に親しむというところに特化した中でのいるため、低学年のうちから行っているというのが本町の特徴であるのかなというところでもあり、全道的に見ても例えば5、6年生で必修化になっていますから、そこにしか行っていないというところも当然あるわけですから、そういう面から見ても当町としてはそういう親しむという部分においてはスポーツも含めて教科の中でも、一部分ではありますけれども、そういう形で親しむということがこれも出てきておりますので、その部分についてはまだ当町としてはいい傾向にはあるのではないかなというふうに思っておりますし、系統的にこれを見た場合については、中学校に至るまでの間を見た部分については、やはりどういう形で学年を上げるに当たって発達段階に応じた英語に親しむ教育の部分について改善がされることも必要なかなという

ふうを考えているところでございます。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） わかりました。改善という言葉が聞かれましたので、順次続けていっていただきたいと思いますが、あともう一つお聞きしたいのですが、文科省は時数を消化するために例えば1コマ全部ではなくて、短時間学習というのも言ってきていますよね。ただ、短時間学習をやるにおいても現在どこの学校でもほかのことで行われていると思うのです。読書の時間だとか計算練習だとか朝活だとかやっていて、場合によっては小学校のある場合になったら朝勉強する前に10分なり15分体を動かすという体力づくりの面もまた細かく使っているのですけれども、それをまた文科省が言ってきているのですけれども、これってこれからまた対応していくのっていかがなのでしょう。十分対応できるのかなという不安があるのですけれども。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃられるとおり、各学校における1週間の時間数というのは決まっております、その中で例えば英語教育が必修化や教科化が進むということになると当然時数の確保ということも各学校長の判断において教育課程を組んでいくということになるかと思っております。議員おっしゃられるとおり、その部分については短時間学習、いわゆる朝の例えば15分ぐらいの読書の時間の部分を使ったりですとかというのがあります、その部分においては全国さまざまな地域でそういう実践をされているという部分があります。組み方です。ですから、そういう組み合わせを当然参考にしながら、今のところは柔軟に時間割りの編成を検討する必要があるというふうを考えているところでございます。ただ、今どのようにやっているかと各学校で言いますと、今日課表というのを先進の実践している事例をもとに組む検討をしているという状況でございますので、そのようないわゆる短時間の部分の学習も含めた中でそういう時間割りの編成が各学校の部分においてなされていくものというふうを考えているところでございます。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） わかりました。多分そうだと思います。私も質問しているのですけれども、これは徐々に変えていかなければならないと思います。これプログラミングもそうですし、英語教育もそうなのですけれども、現場の中では対応するための、これは文科省も言っているのですけれども、養成もしなければいけないし、研修ももっとしなければいけない。場合によっては外部人材を利用していかなければいけない。現在でもやっていますよね、外部人材の利用とかというのは。それは必要になってくる。なおさらこれ必要になってくると思いますし、例えばこの英語教育に関しては今ALTの方は1人でなっていますけれども、これをコミュニケーションを中心に教育をしていくなれば対応となると、それこそ常時ではなくても外部人材としてもう一人ぐらいは必要でないかなと思うのです。だから、そこら辺の人材の確保というのはどのように考えているのか。お願いします。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

これから英語必修化、教科化がふえていくというところになっているところでございますけれども、現状においては各学校の研修をされた教員とALT1名の部分のみで行っているのが現状でございます。外部人材というところもございましては、この対応方法につきましては今具体的に外部人材を登用するかどうかということも決まっているわけではないのですが、もう一人というご意見ではございましたけれども、現状においては例えば日課表や授業の進め方等含め、英語教育の先行事例始まる30年度に向けて、29年度において町内の教員の中でも中学校、高校の英語の免許を持っている教員もいる中

でございますので、そういう教員の方が中心になり、これまで同様ALTとの共同で授業を進める方向で今のところ検討しているところでございます、もう一人ということについてもこれ全道的にも人材不足というのが、ご存じかと思いますが、ある中がございます。ですので、新たに確保するというよりは、今いる教職員の中でそういう資格を持った職員がおりますので、そういう者とALTが協力をして、授業改善を含めた中で各学校で授業編成等をしていきたいというのが現状でございます。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） 現状の内容わかりましたけれども、私としては今いる教員の方、これから養成されて、大学から出てこられる方もいらっしゃるから、その人たちにあなたたちの英語は下手だとは言いませんけれども、なるべくであればネイティブの発音をやっぱり子供たちに聞かせてあげたいなと思って、今言ったのです。できればやっぱりそういうネイティブな発音を聞かせる機会を持ってもらいたいと思います。

それで、英語のところも、これもプログラミングもそうなのですが、本当に文科省、次々出てきます。それで、来年度は増員を要求していたの三千何人でしたか、今後10年間で約3万人増員をしたいと言ってきていますけれども、今まで多分文科省が増員を要求して認可されたことはないと思っています。全部財務省に負けています。多分来年も負けるのではないかと予想も立っています。今後増員がされない中で、ましてやいろんな出てくる時間の問題も全てある一部の……一部というよりも結構な割合の現場から出てきているのはカリキュラムマネジメントを現場に丸投げしているのではないかと、文科省は。現場はやることはいっぱいある。文科省、これ幹部も一部で言っている。やることはあるし、英語も必要になってくるし、プログラムも必要になってくるけれども、現場は忙しくなると言っているのです、当の幹部の連中でも。現場の先生方もそういう思いを持っている。もっと多いのは、OECDの中での国際教育者指導環境の調査しても日本の教育者は大変だと言っている。いっぱいだと言っている。それをずっと続いてきてもなかなか改善されない、教員の定数を上げることもできない。もう一度お伺いしますけれども、この将来においてもこういう現状の中で今の壮瞥の先生方のすぐれた環境を保つことができるのかどうか。保っていかなければならないのですけれども、そこら辺のところをちょっと改めてお伺いしたいのですが。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃられるとおり、教職員定数については文科省のほうでも増員という形のもの、財務省のほうとしてもそれについては難色を示されているというところではあり、その理由としましては少子化が進展しているとか、そういう部分があるというふうに認識をしているところでございますけれども、当町の状況としては小規模校が今現在で4校ということの中で、教職員数については定数の中でも決められた定数の中で行っていくということで現在進めているところでございますが、今後保てるのかどうかということになりますと、そういう状況もあることながら、北海道教育委員会としても定員確保、教職員の確保については今後とも文科省を通じて要望していくことも中には発表されておりますので、そういう動向を注視しつつ、当町としてはできる教員の中でこの小規模校を維持し、そして有効な教育環境、現在の環境のものを今後も継続していく必要があるというところまでしか今のところは言えないのかなと考えております。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） わかりました。それでは、ちょっとプログラミングにも関することなんですが、今学校の中でICTを利用して行っていますよね。今現在では教材として認められるのは紙でしか

ないわけで、今タブレットを使っているところでも結構自治体の経費がかかっているのです。今後もまだ一応検討はして、中長期的には削減してくる、経費をかからないようにするか、また将来的には無償にしたいというような動きがあるのですけれども、先ほどの説明の中でプログラミングこれからやっていくということなのですが、そこら辺の一部か何かでも今利用しているというようなことはあるのでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

プログラミング教育の部分について現在の壮警町の状況でございますが、ICT環境についてはこれは当初から活用しているパソコンが各学校に導入されていることで、各小学校においては低学年などからおおむね生活の時間や総合の学習の時間でパソコンの授業を行っているということで、そういうプログラムについてなれるというか、さわってみるという程度のものだと思いますが、そういうところの部分をしているということがあります。あとは、そういうICTを活用した教育という部分におきましては、例えば現在の教科書、当然紙ベースですけれども、それを活用したデジタル教科書やそれを画面にあらわすことでより教職員の表現の仕方をICTの技術を活用した中で各児童や生徒に触れさせているという現状が今のところございます。タブレットの部分については、現状今導入しているところはないのでございますけれども、今後このICTの部分について、当然のことながら進歩しているところもありますので、そういうところについては順次導入をしていく方向で現在検討しているところでございます。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） わかりました。それでは、大体終わりのほうになってきたのですが、プログラミング教育のほうはこれからの動きを見て行っていくということだったのですが、今簡単なところの使い方としてはプログラムだったらスクラッチとか「マインクラフト」とか簡単なブロックを使ったりとか、ある程度のアプリみたいな動きの中での右行く、左行くと簡単なやり方あって、方法があるわけで、そこら辺のところも今後参考にさせていただきたいなと思いますし、それから英語のことでもう一つ聞きたいのですが、以前町でも英語教室ってやっていましたよね、一般に対して。ここ何年かやっていなかったのですが、この前の中学生の発表を聞いてもかなり英語が上手になっている。私ごとですけれども、一時英会話教室行っていたとき中学生も来ていたのです、フィンランド行くからと。その人たちのこと言っただけではないですけども、今回聞いたら相当上手になっている。だから、市民でも結局今観光でインバウンドがふえているということもあるので、町民を対象、その中に常に生徒も児童も入ってくれるようにして、前のようにして行って、英語環境に触れる機会をもっとふやすというようなこれからのお考えというのはないでしょうか。できればやってもらいたいという考えなのですが。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

一般の方向けの英会話教室については、以前ALTによる部分も実際にはやっていたこともあるのですが、今おっしゃられるとおり、実施していないというのが現状でございます。現在では山美湖の活動を利用した町民の方が講師となったマイプランの講座によるものが一部開催されているところでございますが、教育委員会が主体としてというのは確かにしていないところでございまして、この部分については有識者の方からもご指摘のあった部分もございまして、今後実施に向けた中での検討を实はしているところでございまして、こういうことが一般向けの英語教室について継続して検討していくところでございます。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） これでちょっとお考えを聞いて、私の最後の質問にしたいと思うのですが、その前に1点あります。今の検討していると、英語教室。そのときに参考にしてもらいたいというのが1つありまして、今まででいくとどうしても習うような英会話でしたのです。ご存じかなと思うのですが、今、これは日本の造語で、ホビングリッシュとありますよね。そういう活動したほうが興味もあって、続けられるのかなということを、ひとつこれを参考にさせていただきたいと思います。

あと最後に、これ今回の質問とはちょっとずれるのですが、教育長にお考えをちょっとお聞きしたい。先日教育技術推進法、これが制定されまして、発表詳しくはなっていないで、大体のところでも新聞も発表にもなっていましたけれども、あの制定の内容について今の時点でどうお考えなのかちょっとお聞きしたかったのですが、それで終わりにしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 3番議員、確認です。ホビングリッシュの意味とはどういうことなのでしょう。

○3番（毛利 爾君） ホビングリッシュというのは、ホビーとイングリッシュ、趣味と英語の造語です。

○議長（松本 勉君） 了解しました。

答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本貴浩君） まず、最初の部分でご答弁申し上げます。

いわゆるこれからやっていく英語教育につきましては、当然のことながらコミュニケーションを中心としたものになるかというふうに思いますが、それと加えて、一般的に言われるアクティブラーニング、この考え方も導入をした中で行っていくことが中心的なものになるのではないかと考えておりますので、そういう部分を含めた、考慮した中で英語教育については今後進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（松本 勉君） 教育長。

○教育長（田鍋敏也君） 最後の質問ですけれども、教育に関する法律、基本法に始まりまして、ここ十五、六年、十三、四年で随分法制定が、現場もそうですし、我々地方教育行政を推進するための法律も改正になっているということであります。それは、それぞれ共通しているのは教育は人格を完成させるという普遍的な目標と教育基本法にあるとおり民主的で平和な国家の構成員として必要な資質、体力を向上させていくと、身につけさせていくというものでありまして、その中でも学校教育の現場が一番重要視されているのかなと、このように時代の流れを捉えているわけでありまして、法の趣旨についてはまだちょっと勉強不足なところもありますが、改正の趣旨を十分踏まえながら学校現場に反映させていけるように、このように教育委員会としては今後推進というか、してまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（松本 勉君） ただいまより昼食休憩といたします。午後の開会は午後1時といたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続します。

次に、8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 私は、今回壮警町の地域ごとの振興策についてお伺いをしたいと思っております。

す。

現在全国的に地方を中心に過疎化の波が押し寄せています。特に消滅市町村名が公開されるなど、地方に住む者にとって衝撃的であり、現状を見たとき諦めの気持ちさえ生じてきます。壮警町も例外ではなく、人口が急速に減少しており、特に少子高齢化による自然減が自然増や転入を上回るスピードで進んでおり、定住対策を初め国の地方創生を生かした取り組みを進めています。しかし、私が特に気になるのは、その中であって町内での地域ごとの人口流出に大きな差が生じてきていると感じているからです。限られた財源の中で効率的な施策展開を考えると、町内中心部に重点的に施策を展開することは重要と考えますが、今までも中心部はまちづくり交付金事業を生かした環境整備が行われてきており、その成果も徐々にあらわれてきていると感じます。その反面、町内郡部地域の人口流出は加速し、地域住民にとって危機感が増してきております。学校や公共施設の統廃合、商店等の撤退や地域インフラの低下など定住要件がどんどん低下してきていると思います。壮警町は火山と共生し、おおよそ30年に1度の噴火を乗り越えて発展してきた町であり、その陰には有事の際に安心して避難できる地域やそれを支える地域住民の存在も大きなものがあったとっております。限界集落増加など、地方にとって厳しい時代ではありますが、地域ごとの魅力やコミュニティ機能を生かした住民とともに取り組む地域づくりが今こそ求められておりますし、転入を考える人にとって地域の魅力は住んでいる人の魅力が一番重要との指摘もあります。間もなく町長2期目の折り返しを迎える中、安心して住み続ける町を標榜する町長はどのような見解を持ち、取り組むのかお伺いをいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 8番、長内議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、本町の人口は年々減少が続き、昨年行われた国勢調査の確定値は2,922人と前回調査に比べて310人減少し、その減少率は西胆振で最も高い数値となりました。平成24年度以降は転入数が転出数を上回る年もありましたが、残念ながら慢性的に死亡数が出生数を大幅に上回っているため、人口減少に歯どめがかからないのが現状であります。そのため、国立社会保障・人口問題研究所では24年後の2040年の本町の人口は1,735人まで減少すると推計されたほか、民間の政策提言組織である日本創成会議が示した消滅可能性自治体の一つに位置づけられるなど、まさに危機的状況にあると言えます。また、直近20年の地域別の人口動向の経過を分析すると、平成8年度から17年度までの10年間はいずれの地域もおおむね同様の減少率だったのに対し、平成18年度から昨年度までの10年間では滝之町、久保内地区がほぼ同じ7から8%程度の減少率なのに対し、壮警温泉、洞爺湖温泉、昭和新山地区及び立香地区が約18%、仲洞爺、東湖畔地区が約23%、蟠溪、弁景、幸内地区に至ってはほぼ半減とかなり地域間で差が出てきております。これには各地域の年齢構成や社会経済動向、地理的要因などそれぞれに理由があると推測しておりますが、滝之町、久保内地区以外の地域の減少数が全体の約3分の2を占め、本町の人口減少の大きな要因となっていることは事実であると考えております。これらの状況を踏まえ、各地域ごとの個性を生かした特色ある発展を目指し、各地域ごとに振興策を施していくことが望ましいと認識しているところではありますが、現下の厳しい財政状況では投資的事業は定住促進・公共施設有効活用計画などに位置づけた公共施設の機能集約や長寿命化、住宅の更新などの事業を中心に組み立てざるを得ないのが現状であります。現在国は、地方創生の重点施策の一つとして今後も人口減少や財政難の深刻化により投資抑制が予想される小規模自治体等において、散在する小さな集落の生活サービス機能低下を補い、個々の集落を維持していくため遊休財産の活用などによる拠点整備を行い、住民サービス機能を集約し、同時に拠点施設と各集落間をつなぐ交通ネットワーク網整備により一

体的な集落生活圏を形成し、地域全体を存続、維持させていく小さな拠点づくりを推進しております。本町でもこの支援制度を財源として本年度保健センターの改修、機能拡張工事を行っているところであり、これまでまちづくり交付金などを活用しながら整備してきた社会資本や入浴施設、医療機関、商店などの生活サービス機能をどの地域に暮らしている町民であっても利用しやすいように、またいつまでもそれぞれの地域で暮らしていけるようにコミュニティータクシーの運行や各種福祉施策など総合的なサービスの提供に努めてきたところであります。しかしながら、国の小さな拠点づくりにおいても真に重要なのはこれらの生活圏を支える行政と住民、民間団体等の協力、役割分担体制の構築であるとされており、議員ご指摘のとおり、将来の有珠山噴火に備えた体制整備も含め、今後も住民とともに取り組む地域づくりがますます重要になると考えていることから、議員を初め町民の皆様のより一層のご理解、ご協力、ご支援を賜りますようお願いを申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） ご答弁いただきまして、ありがとうございます。町長も、今ご答弁いただきましたけれども、現状認識は私も同じとは思って聞いております。それぞれ実際に執行する側にとってなかなか思っている思いと実際にいろいろな条件の中でそれを施策展開する上での難しさというのは承知の上で質問させていただいておりますし、率直に町長のお気持ち等もこれを機会にお聞かせいただければありがたいと思っております。これは決して壮警町の郡部地域だけのことではなくて、それぞれこの中心地域も含めて地域の特性をどう町全体として生かしていくかという視点も含めてお聞きをいただきたいと思っておりますけれども、今答弁の中にもありました人口動向の経過の中で非常に偏っていると。特に蟠溪、弁景、幸内地区においてはほぼ半減しているというようなご答弁ございました。これは全国的な傾向でもあるのでしょうかけれども、昨年10月にまとめられた壮警町の総合戦略、これは1つは第4次壮警町まちづくり総合計画と、平成22年から平成31年度までの計画でこのようにまとめられておりますけれども、それも土台にしながら国の地方創生の動きに合わせてまとめ上げられたものと認識しておりますが、今町の減少の人口動向というのもそういうものの中から引用していると理解しておりますけれども、ちょっと私の認識も含めて確認も含めて確認しておきたいと思っております。この第4次壮警町まちづくり総合計画の中で地区別人口推移というのが載っております。地区別人口推移は、昨年まとめられた総合戦略の中には地区別は載っていないのですが、この中には地区別載っているのです。その中で平成17年度、滝之町が1,477人と最も多く、全体の42.5%を占めている。ついでに南久保内は488人になっていきますと。平成7年から、1995年です。平成7年から10年間の減少率を見ると蟠溪が53.1%、昭和新山29.2%というのです。立香も24.1%しかない。東湖畔19.7%減などの地区の人口が大幅に減少していると。図面でもあらわしておりますけれども、減少率の減少している部分は実はほぼ郡部なのです。今回答弁いただいた中で18年度から昨年度までの10年間ではという数値も含めてお示しをいただきました。要するに平成7年度から平成17年度まで今私が言った減少率なのです。18年度から昨年までの10年間で、今数値を上げて答弁をいただいたとおりなのです。そうすると、それ合わせると実はすごい減少率なのかなと思って、その辺数値的な間違いがないのかも含めて確認したいのですが、17年度まで相当の減少率なのです。地域によっては蟠溪は50%ぐらい減っているのです、17年まで。今の答弁では18年から現在まで蟠溪地域等はほぼ半減ということですから、それからさらに相当削減が進んでいるというふう認識していいのかということもちょっと確認の意味でお聞かせいただきたいと思います。それで、これは平成22年度にまとめたものですから、前理事者のときにまとめられたものだと思っております。それも一つのベースとしていろいろな定住対策等を進めて、現在に至っていると思います。町長が就任されまして、特に1期目、要するに町政懇談会を精力的に行われて、あ

る程度大きなエリアでそれまでは取り組んでいたのを各自治会ごとの単位で率直に住んでいる人の町に対する思いですとか感想やこう取り組んでもらいたいという希望、要望も含めて率直にお話を聞かせてもらいたいということで各自治会を回られたと思っておりますし、私も参加させていただいて、そう認識しております。そういう面で非常に幅広く町民の意見を聞きたいという姿勢を、当時はよく参加された方から好評といたしますか、そういう機会があったと、町長にいろんな思いを伝えることできたという評価も私も聞いておりますし、そういうことを取り組まれて、地域ごとのいろんな実情や思いも4年間の中でいろんな部分の中で聞かされたのだろうと思っておりますが、それを受けて、町長、どのように地域ごとの実態というのを認識されているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 最初に、私前回はご質問いただいたときのまちづくりについてのご質問あった当時お答えした経緯がございますけれども、考え方は余り変わっていない、まちづくりについては。やはり私も平成23年にこの職にさせていただいた当時、4つの町民に対しての考え方を示して、この職を与えさせていただいたわけでありまして、まず協働のまちづくりということで先ほどお話があった皆さんと意見交換をしながらまちづくりを進めていきたいということ、あるいは人に優しいまちづくりということで、子育て世代から高齢者の皆さんまで、本当に必要な施策を進めていきたいということと、やはり基幹産業であります農業と観光の産業、さまざまありますけれども、そういった産業力の向上の施策、そして有珠山を抱えている本町にとってのやはり町民の皆さんのそういった災害からの対応等の安心、安全のまちづくり、あるいは高齢になってからもどうしてこの町に住んでいくことができるかという施策に取り組むということで約束をしながら今町政を預らせていただいておりますけれども、おおむね私が施策を町民の皆さんにお示しした内容は今順次進めさせていただいているかなというふうに思っております。やはり先ほど来からご質問あるように、あるいは以前からもずっと人口減少については本町においても取り組んできてございます歴代のそれぞれの理事者の皆さんもそういった定住対策等を含めましてもまちづくりに精力的に取り組んでまいられたことは私も承知をしておりますし、またそれを引き継ぎながら今町を預らせていただいております。この人口減少、各地域での先ほどの町政懇談会のやはりご意見、それぞれさまざまなご意見がございます。多くは公共的なものが多いわけでありまして、やはり冬の除雪のご意見であったり、あるいは道路の問題、あるいは夏場の道路の脇の草の除草のあり方、あるいは商店がなくて買い物が不便だというご意見等々、それぞれ地域によっては意見は異なりますが、総体的に見ますとやはり町民の皆さんが住んでいくためにこういうことはやってほしいとか、そういったご意見が多いわけでありまして、それに対してやはり許される財源の中で今まちづくりを進めさせていただいているところでもございます。先ほどの数字の件については担当のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（松本 勉君） 企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） 議員のご質問の前半の数値の件でございますけれども、企画調整課のほうからご答弁させていただきます。

総合計画につきましては、地区別人口推移は国勢調査の人口をベースに組んでおりまして、今回町長がご答弁されたものについては住民基本台帳ということで、若干ベースになる数字が実は違います。当町の場合、住民票を置いていなくてもこの町に滞在する、居住する時間が長い方については国勢調査にカウントされてしまうので、調査のたびに大体300人から500人ぐらいの差が必ず生じます。ですので、一概に数字を当てはめるといえることはできないのですが、ただ人口の減少率からいうと、減少のスピードというか、率といえますでしょうか、そこは国勢調査も住民基本台帳も余り実は変わっておりませんの

で、細かな数字のずれはありますが、そのようなスピードでどんどん人口が縮小しているということは事実でございます。あと、地区別のくくり方がちょっと違いまして、例えば総合計画のほうでいうと昭和新山なら昭和新山自治会としてやっているのですが、今回のご答弁は昭和新山と壮瞥温泉と洞爺湖温泉、まとめてどれぐらい減っているという言い方になっているので、若干そういったずれは生じておりますので、ご了承いただければと思います。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 今説明をいただきました数字のずれ、理解もできるのですが、ただ大枠でいうと相当減っているという、地域によって差が出てきているということはそうなのだろうと思いながら確認をさせていただきました。これは、決して壮瞥だけの問題ではなくて、全国的に見ても都市圏に一極集中、それから北海道でいえば札幌に一極集中ということですから、そういう動きは全国的な流れだろうというふうに認識もしておりますし、同時に滝之町の人口が大きく落ち込んでいないと、その中であって。ということは、やはり施策展開として中心部の部分の中で相当いろいろな部分で、これはハード面だけではなくて、取り組みとして進んできた一つの証拠でもあるだろうと思っています。それは、1つはまちづくり交付金事業等で相当整備されたということもあると思いますし、そういう面では一つの受けとめ方としてはそれもちよっといい結果ですか、取り組むことによった成果が出てきているということだと思います。壮瞥町全体で見たときに、やはり中心部を整備しながら、そしてひいては郡部もまた中心部の利便性を享受できるような仕組みをつくっていく、それから全体的に壮瞥町全体の定住に結びつく、もしくは活性化に結びつくということ、それは私も異論はないわけであります。ただ、私が非常に気になっているのは、そういう形で町長が1期目、各地域に回られて、率直なお話を伺った。町民もある意味それと同時にどういう地域を町長はつくっていこうとされるのかと、意見も聞きながら。それをやっぱり当然期待をするわけでありまして、最近どうでしょうか。町政懇談の回数等は現状どうなんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

ちょっとただいま正確な数字を持ち合わせておりませんので、記憶の中でございますが、当初よりはやはり回数といたしまししょうか、回数であったり、人数というのは減少傾向であることは事実でございます。その中にはそもそも開催しなかったケースもありますし、どうしても公務の都合で中止、延期をせざるを得なかったり、悪天で中止したときもたしかあったかと思いますが、そういった事情も一応背景にはあるということでございますが、全体の数字としては漸減傾向といたしまししょうか、そういった状況でございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） これは町政懇談の持ち方、いわゆるいろんなテクニック上の、それも1つはあるのでしょうかけれども、私が気になるのは例えば久保内地域であれ、仲洞爺地域であれ、蟠溪地域であれ、どういう地域を目指していきたいのだと、目指していこうではないかというような問いかけ、こういう地域をつくっていきたい、それについてどう思うか、もしくはそういうのに対して例えば地域の将来像をどう描いているのですかというような、実はその議論がないのではないかと。言い方もちょっと語弊があるかもしれませんが、要するに提案がないという部分で、行っても何かありませんかということだけで、なかなか満足されないというふうな意見も聞くことがあります。それはやはり簡単な、先ほどもお話ししましたけれども、立場の違いで、住民の持っている情報量、それから住民としての立場

と、また町長なり執行部の部分の温度差というのはこれあるのは理解しておりますけれども、率直にそういう気持ちを持たれている住民も少なからずいるのではないかというのがちょっと危惧するわけでありまして、その辺についてどのようにお考えをお持ちなのかお聞きをしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 町政懇談会等を開催して、それぞれの地域に入って意見交換をさせていただいておりますけれども、やはり第4次総合まちづくり計画の中でそれぞれの地域の展開していく施策について記載されておりますけれども、その中の大方それぞれの地域の施策が進んでいる地域もあるかなというふうに思っております。例えばブロードバンドの施策でありますとか道路の整備の問題でありますとか、いろんな施策がありますけれども、その達成度についてはおおむね60%ぐらい進んでいるかなというふうに自分では感じております。ただ、やはり新たな各地域の政策については今のところ私からはお示しをしていないのが議員ご指摘のとおりでございます。ただ、私が預からせて5年目になっておりますけれども、やはり壮瞥にある限られた財産をそれぞれ使いやすくして、地域ではなくして、壮瞥町、町民の皆さん全体で活用していきなり、そういった仕組みというか、そういったことも大事かなというふうに思っております。先ほどから申し上げるように、それぞれの地域で何かをしてあげたい、地域の方が要望することに応じていきたい、そういう思いは常に持っているわけでありまして、やはり今このような財政状況の中でどうしていつまでの町民の皆さんに住んでいただきながらこの町を維持していくかということに今精力を注いでいるところでもございますので、何とかご理解をいただければなというふうに思っております。本町のそれぞれの地域が人口減少していることも承知しておりますし、何とかしたいという思いも持っておりますけれども、そういった状況で何とかご理解をいただければなというふうに思っております。また、先ほど議員がご指摘のありました滝之町周辺、壮瞥町全体から見ますと中心の滝之町の整備を主にやっていて、ほかの地域余りやっていないというふうな捉え方、これ失礼かもしれませんが、間違ったらご指摘いただければというふうに思います。そういった今のご意見かなというふうに思っておりますけれども、やはりまちづくり交付金事業でも前任者の方が努力をされて、事業を進めていただいたわけでありまして、これも役場庁舎の老朽化に対しての施策であったり、あるいは保育所の老朽化による施策であったり、うちの町の防災の関係での施策であったり、やはり町民に直結する、そういった行政財産の更新、あるいは拡充をしてきたわけであって、決して滝之町だけに集中してやっているということではないのではないかなというふうに思っております。私も就任して、平成24年の年に久保内地域におきましても住宅を1棟8戸建てさせていただきましたけれども、やはりこの従前からのいろんな計画の中で、こういったまちづくりをしていくという計画の中に沿って建設をさせていただいております。従前から私がお話ししているのは、地域は地域の方が一番よくわかっていまして、どうすることが地域に一番いいのかということもやはり地域の皆さんが、住んでいる方が一番よく存じているというふうに思っておりますので、例えば長内議員が座長さんを務めていらっしゃる久保内未来塾の皆さん方のそういった考え方もぜひお聞きをしたいというふうに思っておりますし、私まちづくりで大事なのはそういった施設をあちこちに点在させて建設することではなくして、地域にある文化というものがあると思うのです。例えば久保内方面にしますとよく文化祭で私も見させていただいておりますけれども、獅子舞ですけれども、あの舞台を見ますと若い人が本当に一致団結して久保内の獅子舞を保存している、そして皆さんの前で披露していただいている、そういったものの文化を大事にしながら人と人とのつながりをまた大事にしていくこともやはり地域づくりにとって大事なことはないかなというふうに思っております。それぞれの団体の皆さんも自分たちの趣味もあわせながら文化的なそういった取り組みもしていることは、やはりこのまちづくりにとって大

事なことではないかなというふうに思っております。まずもって、地域の、先ほどご質問にあった地域ごとの施策については今私はしていない、まだ施策に取り組んでいないということであります。ただ、これからはやはり何とか地域の声に応えながら行政を進めていくことも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 誤解をされてはいけないと思って、重ねて言うのですが、最初申し上げたとおり、滝之町の中心の整備というのはこれは必要だと思えますし、それを牽引車として各地域も個別でできないことを中心の整備したことによって生かしていくということも大事ですから、決してそれを否定するわけでもない。ただ、同時に町長先ほど言われた文化ですとか地域の特性、持ち味、これは地勢的なことも含めて違うと思うのです。例えば久保内、蟠溪地域、仲洞爺地域と、仲洞爺って例えば湖畔地域と立香も含めたこの滝之町の中心地とではやはりいろんな部分で違う特性を持っていると思うし、長い間の中で培われた住民のコミュニティー機能も含めた地域性というのがやはりそれぞれ特性としてあるのだろうと思うのです。それをどう評価して、その地域はこれからこういう発展を目指していこうではないかというその部分を期待するのだろうと思うのです。建物は建ったからどうか、そういうことだけ、それは今の財政厳しいのは、まして郡部というか、地方における定住人口の減少、少子高齢化というのは町民の方もマスコミも含めて情報入っていますから、それはもう十分承知なのです。そんな簡単なものでないというのは住民もある面理解をしている。だけれども、自分の今住んでいる地域の将来が心配だと、どうなるのだろうかという危機感がそれぞれ違うということなのです、町内の地域によって。それは、例えばさっきの減少率50%を下回る状態が20年間にわたって長く続いている地域もある。それは、やっぱり危機感が多分違う。それは、住んでいるから、わかる部分もあるだろうし、また住んでいるから、努力もしなければならないということも多分理解されているのだと思うのです。その目標を住民とともに打ち立てるということが私は今非常に重要なことなのだろうと。例えば久保内の小学校にしても改善センターにしてもことし多くの予算を向けていただいて、改修工事が進んでおります。それは当然地域の財産でもあるし、壮警町全体の財産でもあるということで、それを整備してどういうことを、その施設、学校をどういうふうに今後していきたいのだというところが要するにキャッチボールが十分でない部分もあるのでないだろうかと。だから、投資をして、学校も直すのだ、そういう施設も拠点施設として充実させていくのだ。だけれども、老朽化して、多くのお金をかけて改善してもそれほど長くもたない部分においてはやはり合理化をして、1つの施設の中で効率よく使うようにしていこうではないかということも必要だと思うのです。その各地域ごとのビジョンが描けないというふうな部分に対するやっぱり地域住民の住んでいる者としての率直な不安が私はあると思っています。それに、難しいことはわかっていますから、財政も厳しいのは。だけれども、そういうことを住民と語り合う、もしくは青写真というのか、そういう地域の将来像を描く、それがひいては壮警町全体の部分につながってくるのだろうと。要するに地域のほうから当然高齢化は進んでいる、若い人はいない、そういう中でどんどん、どんどんインフラが落ちていったときにやはり壮警町の滝之町に住んでくればまだいいのですが、ほかの町に移っていく、若い人も含めて。それが中心部に顕著にあらわれてきているということなのです。それはひいては壮警町全体に定住にも影響を与えるだろうと思っていますので、そういう部分をこれから住民とともに築き上げていただきたいという思いでの質問ということでご理解いただいて、その辺の感想があれば、つけ加えることがあればお話しいただければなと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 先ほどそれぞれの地域ごとの施策についてはまだ取り組んでいないということはお話しさせていただきましたけれども、減少率の高くなるであろう地域にとっては自治会とも今まで協議をさせていただいて、どういったことがいいかということも協議をした経緯があったなというふうにならざるを得ないというふうな状況でありますが、やはり高齢化が進む中でその地域をどういうふうな地域づくり、コミュニティをつくっていくかということはこれ大事ななというふうに思っております。今後やはり地域の皆さんと相談をしながら各地域づくりを進めていけるように努力をしていきたいというふうに思っております。ただ、先ほどから申し上げるように、何とかそういった町の状況を鑑みていただいて、あるものを利用しながら、コミュニティはコミュニティでそれぞれ大事な部分もありますけれども、まちづくりの基本としてそういった捉え方をしているということをご理解いただければなというふうに思っております。ですから、先ほども答弁もさせていただいたように、高齢化した地域の皆さん、それから午前中の質問にあった免許証の返納する方の足の確保、あるいは買い物をする町民の皆さんの足の確保につきましては、今コミュニティタクシーを運行させていただいて、その応援をさせていただいていることでありますので、それぞれの地域の皆さんもそういったコミュニティタクシーを使っていただいて、生活をしていただければというふうに思います。高齢化した地域の今後についてはやはり真剣に考えていかなければならぬというふうに思っておりますし、特に先ほど人口減少が高くなった地域においても今国道の拡幅工事が進んでおりまして、その地域も拡幅対象になっておりますので、その事業が進んだ後にどうしていくかということは若干考えている部分もありますけれども、進捗状況が高齢化しているのを抑えることはできないわけですので、ますます高齢化して、進んでいくことは承知をしておりますけれども、そういったことも考えながら取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、うちの町、それぞれ農業と観光の町でありますので、例えば立香、幸内地区にあってはやはり農業がしやすいような、そういった農業に関するインフラの整備も進めておりますし、今回の地方創生のお金をいただきまして、また昭和新山地区の商店街の開発をどうしていくかということも今議論している最中でございますので、その結果がどうなっていくかはまだまだ不透明でありますけれども、そういった努力もしているということもどうかご理解をいただければなというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） これは歴代の首長さんも一番大きなテーマで、そのために知恵を絞って、いろんなことを職員の方も含めてやられてきたことだと思うのです。それだけこれは簡単なことでないですし、国がいろいろ進めようとしていますが、そんな簡単に解決する問題ではない。今の答弁も、町長もやっぱり思っているもなかなか言えないところも当然あると思いますから、そういう部分も含めてやりとりを聞いている中で町民も判断をしていただけているのかなとは思いますが。ただ、やはり壮警町の今二千何百という急激な人口減が、その人口減の多くは郡部で発生しているということなのです。ですから、手をこまねいては手おくれになる。厳しいのはわかっているのだけれども、このままでいったら限界集落とよく言われるようなことにもなっていくというのは多分郡部に住んでおられる方はより強く思っているだろうと。そのために時間がないのではないかとこの部分もぜひお酌み取りをいただきたいなと思っております。

それで、町長、コンパクトシティというのよく聞いたことあると思っておりますけれども、限られた財政の中でやっていく中で効率よくやっていく。それは、ある程度の人口の多いところに施設を集中して、それに来やすい環境をしながら利便性を享受できるような仕組み、そういうまちづくりというような部分がよく言われますが、その辺についてどうお考えでしょうか。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） コンパクトシティというの、議員ご承知のとおり、やはり集約化したまちづくりというふうに捉えております。例えば雪の多い地域ですと冬の間はやはり中心市街地に生活していただいて、そして夏になったらまたその地域に戻って生活をしていただくとか、コンパクトシティのやり方にはいろいろあるかなというふうに思います。例えば中心市街地に全ての住民の皆さんが生活していただいて、農業でありますとやはりそこから通って農業するとか、そういった考え方もあるでしょうし、うちの町が今取り組んでいる、コンパクトシティではございませんけれども、先ほど申し上げたコミュニティータクシーの運行によって各地域の皆さんが、車の時代ですから、来ていただいて、それぞれ活動してもらおうという方法もあるかなというふうに思って、そういった捉え方を実はしているところでもございます。今後の日本全体の人口減少を考えたときにもそういった、先ほど申し上げた小さな拠点づくりですとか、あるいは今後はそういったコンパクトシティというのですか、ちょっと発音申しわけないのですが、そういったことも本当に考えていかなければならぬのではないかと、そういう時代に来たのではないかなというふうに実は私自身は思っております。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一。

○8番（長内伸一君） わかりました。コンパクトシティの理念といいますか、進め方というのは一定の部分理解できないことはないのです。ただ、それを目指すうちのまちづくりをしていくのか、それともコンパクトシティという部分がうちの町になじむのかという部分の議論も私は重要なのかなと思っております。やはりコンパクトシティというたとえば、先ほど議論もありましたけれども、この滝之町中心にいろんな施設を整備をして、そこに郡部に住んでいても来やすい環境をつくって、財政をある程度抑えながら安心できる町を目指していきたいということ、効率性のいい。ただ、私はその中心部がここですか、滝之町、役場周辺ですよ。それは、一定の部分は当然同時に必要だと思っております。だけれども、すぐそばに火の山があるというのはやはり防災上考えたときにどうなのかなという心配がございまして、ですから、コンパクトシティというか、そういう部分でなくて、中心市街地としての役割や機能ということはやっぱり充実していく。同時に地域の中に防災上も含めて拠点をしっかり残るような施策をやっぱりとっていくような必要があるのではないかなと思っております。例えばこれは一つの提案ですけれども、地域の青写真といっても町長も細かく自治会ごとに歩かれて、いろんな自治会ごとに違う、いろんなテーマはあるでしょうが、それを聞き取る。それはそれで結構だと思いますし、同時に自治会も非常に多いところと少ないところが数も含めて極端に出てきておまして、それがそれぞれの部分をやれるのは実際現実には私の難しいのだろうと。湖畔縁を中心、壮瞥温泉から仲洞爺までの湖畔縁エリア、例えば滝之町、立香も含めた中心エリア、それから久保内、蟠溪、幸内、弁景の東部エリア、例えば3つぐらいのエリアに分けて、これは地勢も含めて収容人口の割合についても結構違うのだろうと思っております。そうした中で滝之町の中心市街地の町内での役割も含めて、東部は東部として違った持ち味があると思っておりますから、その特性をどうやはり定住なり活性化に生かしていくという視点での、個別の細かいところは無理だと思いますから、大枠での地域の部分というのをこれからどうやって延ばしていくのだろうかという視点での町民との意見交換も含めて、そしてこの地域の将来をどうしていこうという部分での問いかけ、もしくは意見の集約、情報の収集という部分が私は重要でないのかなと思っておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 確かに、議員お話しのように、有珠山という山を抱えている本町にとって避難する地域というのは大事でございますので、この避難地域というのはやはり久保内方面、あるいは仲洞

爺方面だというふうに思っております。そういった地域のことについては、大事な地域でございますので、やはり町としての施策は何か講じていかなければならないということは認識しているところではあります。ただ、行政がどういう施策することがその地域にとってよりよいのかということは、やはり今議員ご指摘のように、地域の皆さんと意見交換をしながら地域づくりをしていくのが望ましいというふうに思っております。ただ、やはり行政がすることというのはなかなか限られた範囲であるかなというふうに思っております。例えば人口減少に対応するためにどうすればいいのだという、町がやることはやはり公営住宅を建設したり、あるいはまた民間の力をかりて、賃貸住宅を建てていただくか、あるいは土地を分譲しての定住につながって、一戸建てを分譲するか、そういった施策があるのかなというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましてもやはり地域の皆さんの声を聞きながら今町政を進めておりますけれども、より一層そういった地域、例えば久保内地域にしましても仲洞爺地域に避難する大事な区域でありますので、地域でありますので、そういったことはこれからもいろいろと検討させていただければなというふうに思います。やはり大事なのは地域の住民の皆さんがいかにか、今議員がお話のように、安心して住んでいけるかということの基本にしながらまちづくりはしていかなければならぬというふうに思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 地域、大枠で捉えてもやはり壮警は魅力という部分捉えるとほかにはない地域のいろんなよい点もたくさんあると思います。観光一つとってもこれからの観光の中で今までの観光地エリアだけではない可能性ということもあるかどうかも含めて、やはりそれぞれの地域の可能性をどう研究していくかということも極めて重要だと思っております。今ちょうど地方創生も含めてそういう議論が起きていて、そして壮警町の総合戦略もまとめられている。どっちかという短い期間の中でまとめ中、大変なご苦労もあったと思うし、それもコンサルに丸投げではなくて、役場の職員みずからがいろんな部分を取り上げてこれをつくったと私も認識しておりますから、それには本当敬意を表したいと思っておりますけれども、そういう時期である。例えば地域によっては国道の拡幅といいますか、国道の部分に伴っての動きがある。こちらのほうもインバウンドですとか、そういうことの中で新しい観光やターゲットとする部分も変わる時代を迎えていると。いろんな多様なニーズの変化がある。そうしたときに仲洞爺地域が例えばどういう地域、特性として観光の視点が持てるのか、もしくは例えば企業誘致等を考えたときにその地域に合った企業誘致は何なのかということも含めてやはり研究をしていただきたいなと思うのです。私それはしてほしいなと思うのは、例えば壮警の第3次産業が観光業も含めてこれも減っている。農業が一番減っていますけれども、でもそれを補っていくのは第3次産業で例えば医療や福祉の施設等の部分が可能性出てくるといったときに、やはり今例えば久保内と仲洞爺に民間の病院がある。これも非常に私は宝だと思っております。そういう郡部の地域に医療機関がこれからあるということも含めて、やはりもちろん企業誘致も含めそういう動きがあって地域に根をおろして、地域と一緒に地域づくりも含めていろいろ力をかしていただいているのだと思いますけれども、企業誘致が可能かどうかということは難しい問題はあるとは思いますが、そういう地域の特性を生かした企業誘致、戦略としてのそういう部分も含めて、情報収集も含めてぜひご検討いただく必要があるかなと思っております。これやっぱり働く場所がないとなかなか若い人が住みつくことにならない。若い人が住まないことがイコール消滅市町村につながるということよく言われていますけれども、そういうことからいってもやっぱり働く場所がという意見もたくさんあるようでございます。そういう部分も含めて地域の特性という部分もやっぱり時代に合わせてつかまえて、そういう魅力ある地域を売り出していくという部分も重要なかなと思っておりますけれども、その辺についての取り組み等の考え

はあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

非常に多岐にわたるさまざまなご指摘をいただきまして、ありがとうございました。先ほど議員のお話にもあったとおり、総合戦略の策定に当たりましては時間的な問題はかなり大きな問題としてありました。実際総合戦略においても、それからその前段でベースとなった定住促進・公共施設有効活用計画においても地区ごとの整備という観点での議論はほぼしていないというのが現状です。それは、決して地区ごとの議論は必要ないという、そういう観点ではございません。時間的な制約があったということが1つ、あとは地区ごとの重要性もさることながら、これだけ人口が小さくなって、少なくなってしまうときに個々の政策に重きを置く前にまずは町全体として適合できる、そういう施策をまずはちょっと優先しようと、そういう観点で取り組みといたしましょうか、検討してきたことは事実でございます。したがって、それに基づく施策というのはおおむね全町に適合できるような、そういう施策が中心になっているかなというふうに思います。ただ、確かにそれはそれとして重要ですが、地区ごとであったり、あるいは今インバウンドの話であったり、仲洞爺に来られるような、自然を求めて来られるアウトドア派といたしましょうか、そういった方々など、ニーズが非常に多岐にわたっていると思いますので、それぞれに地域の特性を生かしながら経済であったり、人口であったり、そういう効果を生むためにはもうちょっと細部にわたる施策が伴わないとなかなか効果はやっぱり上がっていかないのだろうというふうには認識はしています。したがって、今のところは定住計画においても総合戦略においてもあの段階から掘り下げたところまではまだいっておりませんが、いずれにしても総合的な話になってしまいますので、関係する課も含めて一度議論してというか、煮詰めていく、細部を検討していく、そういう必要性はあるのかなというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） わかりましたというか、優先順位をつけてやっていかざるを得ない、よく理解をするところであります。同時に今それをやはり考えなければならぬタイミングなのだろうと。それを逃したら逆に言えば再生することが難しくなってしまうぐらいの危機感は多分お持ちなのだろうと思って、住んでいる人きつと肌で感じていると思います。例えば仲洞爺地域においても来夢人の家ですとかキャンプ場も含めて地域の方が本当に力を合わせて、活性化も含めてその施設を最大限に利用して、お客さんも本当にたくさん来ていただきながら本当に住民の方がみずから汗を流して今まで運営されてきた。私も総会のときに行きましたけれども、やはり高齢化も進んで、それを維持していくのは大変なのだという話も町長も一緒にお聞きになったと思うのです。そういう状態なのです。意欲があっても、やはりやりたくてもできない状況になりつつあるということはそのとおりだと思います。ただ、それだから、ではやめるのではなくて、それを地域と一緒にしながら例えば観光協会と一緒にやっついこうという動きが出たり、例えば蟠溪も含めて奥洞爺温泉郷という形の中で町全体として相乗効果が生まれるようなこと、農商工連携も含めて取り組んでいこうという動きが見えているのもまた私はすばらしいことだと思いますし、その力もかりながらやはり地域の特性を伸ばして、地域の定住、もしくは活性化につなげていくのが最終的には壮警の全体の人口の減少を少しでもおくらせる、もしくはその間にまたいろんなチャンスが出るかもしれないという視点の中でぜひさらにご検討いただきたいなと思います。

それから、実はそう思いながらいたときに、ことし7月に札幌で全道の町村議員研修会がございまし

て、その講師に立正大学の非常勤講師というのでしょうか、高野誠鮮氏のお話を聞く機会があり、この中にも、議員は聞いていますけれども、職員も事務局等に行っておりますから、聞いていると思うのですが、その中で、これはある町の神子原地区という人口が当時459人だそうですが、高齢化率が54%で、20年間で半分になって、18年間子供がいない、生まれない、保育所、小学校も統合してなくなったという地域を役場職員だった、市役所の職員だったその方が、ちょっと中途採用で変わったというか、いわゆる民間での経験もあるという方らしいのですが、それがその地域を活性化しろという命令を受けて、その計画書をつくったらしいのですが、そのときに60万の予算で、そのかわり一切決裁はとらないという条件でやると言ったそうです。そうすると、桁が違うのでないかと。600万ぐらい要るのでないのというようなこと言われたらしい。600万で地域活性化するなら、とくに全国でみんな活性化しているだろうと。金かければ活性化できるものでもない、それほど難しいものなのだからということも含めて、それを理解してやってみようという首長と、それから犯罪以外は責任は俺がとるから、やれという上司がいた。そのことによってその地域、神子原という人口500人の、市でけれども、市の中にあつて、そういう地域を再生した。それがテレビにも出た。ローマ法王に米を送ったという地域であるということなのですが、それ多分議長も含めてすばらしい講演だったという話聞いていたものですから、期待をして行った。まさにそういう部分の中で、要するに計画書やそういう部分だけではなくて、計画書でよくなるなら幾らでも今までよくなった。今までこんな言わなかったよくなっていたはずなのだ。だけれども、計画書だけではない熱意も含めたそういう取り組みが重要だという話をお聞きをいたしました。そういう地域であつて、やはりこれは全国的にはある。彼がわかりやすく言ったのは暗くなったところにそれをやるのは計画書や何かではないと。実際そこにはしごかけて、早く電球の切れた球を取りかえてやることなのだというようなお話もされておりましたけれども、そういう視点というのがやはり必要なのかなという感じがいたします。それで、これは決して批判でも何度もないのです。言いたいのは、いわゆる地域派遣職員でしたか、一時職員を地域の担当職員という制度で、そこに地域のいろんなことを課題も含めてお手伝いをする、もしくは橋渡しをするというようなことというような構想がありました。それは多分今でも続いているのかやめたのかちょっとはつきりしないのですが、私が若干気になるのは、これは決して批判でも何でもないということを受けとめていただきたいのは、職員の方も一人一人本当に頑張っておられると思いますし、小さい町だけれども、企画する力、それをいろんな力をかりながら、ほかのかりながら進めていくのは私は本当に胸張れる地域だなと思うのです。ただ、その中であつて、地域の多くの職員の方々がやっぱり中心部に住んでいるのです。これは、決して批判ではないです。そういうところから見た視点と例えば久保内でも蟠溪の中でもいいのですが、そういうところに住んでいて見る視点とは私は結構違うのだらうと思うのです。担当職員を置いて、そこに住むのは滝之町でも仲洞爺でも蟠溪でも、例えば担当職員が行ってやるという、それも一つの方法かもしれませんが、理想は本当にそこに住んでいる職員がいらして、そして要するに住民の一人として地域のいろんな状況や事情というのを肌で感じていただいて、そういう視点から見た地域の振興のあり方というのを、そういう部分がやはり私は必要でないだらうか。例えばです。町有住宅を民間の力をかりて滝之町に整備されました。それも結構です。いいと思うのです。同時に意識的に、これは自分の家建てると思ったら拘束はできないのでしょうかけれども、例えば町有住宅を、それはうんと細かい、小さい地域はそれは無理でしょうけれども、ある面でそこに建てて、そこに職員も住んでいただいて、そしてそこで住民の一人として地域を考えていくということもやはり政策として進めるというか、やっていくことも、できる、できないは別にしても、私は必要。住んでいなければわからないことというのは多分いろいろあると思うのです。それを経験していただくということも含めて、家を建てるとなるとこれはまた個人

の部分もありますから、そういう部分でいうとそういうことの中で住民の意見を吸い上げて、そしてひいては壮警町全体の定住活性化に貢献していただくというようなことも検討できるとすれば検討していただくのも一つかなと思っっているのですが、最後の質問になります。その辺も含めて壮警町の地域の将来のあり方、今ちょうどそれを議論する大事な時期だと思しますので、最後に伺って質問を終わらせたいと思います。

○議長（松本 勉君） これより休憩といたします。再開は14時15分とします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続します。

答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご質問ありました中の地域担当職員に関する状況だけ私のほうから先にまずご説明をいたしますが、かつてといいまししょうか、今もあるのですが、住民活動支援制度というのがありまして、幾つかの自治会であったり、あるいは地域団体であったりというところに職員を派遣して、その取り組みを支援するという実績を行ってまいりました。昨年ぐらいから実は地域担当職員制度につきましては連合自治会のほうでは必要性が協議をされまして、また連合自治会から要望書も提出をされておりまして、では本町において地域担当職員というものを導入するに当たってはどのような仕組みがいいのか、それに係る課題をどうやって解決するのか、そういったことを今内部で検討しているという最中です。大変申しわけないのですが、ちょっと企画調整課側の問題もありまして、検討作業が大分おこなっていることは事実でございます。ただ、要望書に答える形で何がしかの結論は出して、かつ連合自治会と協議をしながら結論を出していきたいというふうに思っておりますので、本日いただいたご意見につきましてもご意見として承って、検討の中の材料として活用させていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 町長。

○町長（佐藤秀敏君） 先ほどの議員さんの研修のときの講師の方のお話につきましては、すごくすばらしい活動成果だなというふうには聞いております。もう一つは、私も、テレビだったでしょうか、雑誌だったでしょうか、若い方が全くいない地域の方が、農村でありますけれども、やはり高齢者の皆さんが集まって何かをしようということで始まった例がサツマイモを栽培をして、それを醸造して焼酎にして販売をするという事業に取り組んだ地域がございました。どの地域においても大事なものは、リーダーシップをとっていただく方がいるということがやはり地域づくりには大事なのだろうというふうに思っております。ですから、きょうのご質問の今後の地域ごとの政策につきましても行政だけでこうやるのだということで押しつけるのではなくして、地域の住民の皆さんの意見を聞きながら、そして意見交換をしていきながら、やはり地域目線で、地域の住民の皆さんの目線で地域づくりをしていくことが大事だというふうに思っておりますので、その辺今後真摯にご意見を賜りながら進めていきたいというふうに思っております。

また、先ほど町の職員をそれぞれの地域に住ませたらどうかという意見もありましたけれども、町有住宅、限られた住宅にしかありませんで、やはりそのあいたところに入ってきた新入職員を住ませると、久保内があいていれば久保内に住ませるというようなことで今進めておりますので、なかなか

か誰をどこに住ませるといことは今はちょっと無理かなというふうに思っております。そういったことで、どうか今後のまちづくりについてもきょうのご意見を踏まえながら本当に真摯に取り組んでいかなければならぬということを再認識して、ご答弁とさせていただきます。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 時間がなくなりましたと思えば、まだ10分ぐらいありました。これは答弁要らないで、最後にありがとうございました。本当に難しい課題だというのは私も認識していて、質問しておりますけれども、先ほどの高野誠鮮氏の、これは本当成功例、みんながみんな一生懸命苦労して努力してもなかなか成功しない例、そっちのほうが圧倒的に多分多いのでしょうか。だけれども、そういう思いがやはり住民を動かして、一緒になって地域の活性化に貢献したという一つの例としてお話しさせてもらったわけですが、イベントですとかいろんなことももちろん地域の活性化の手法にはあると思うのですが、イベントだけではイベントで終わってしまうのかなという部分もありまして、地域の経済的な発展なり自立ということがあって、そしてそれがやはり地域ブランドをつくっていくと思えますし、同時に地域の発信力を高めていくことになると思うのです。そういう意味では、やはり地域の人と職員も含めて行政が一体となって、10分前になりました、もう終わりますけれども、取り組むということが本当に重要だと思いますし、地域に住んでいる人も一緒に地域の未来を語りたいという気持ちを持たれている住民の方も多いのかなと思ってございます。地域おこし協力隊にしてもそういうほかの地域にいた方が壮警にこういう形の中に入って、地域おこし協力隊初め活躍されている人もいます。また、職員の方も多分うちの職員の皆さんは壮警町出身の方ばかりではないはずで、当然ほかの町出身の方が多くは思いますが、そういう意味ではこの町に魅力を持ってきていただいていると思えますし、そういう意味ではそれぞれの地域の魅力起こしという部分をぜひ今後とも定住なり地域活性化の中で生かしてもらいたいなと思うことをお願いをしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松本 勉君） これにて一般質問を終結いたします。

◎議案第75号ないし議案第90号

○議長（松本 勉君） 日程第7、議案第75号ないし第90号を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 平成28年第4回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第75号から議案第90号までの計16件であります。

この提出議案のうち、人事案件について私のほうからご説明を申し上げます。議案第75号 壮警町情報公開・個人情報保護審査会委員の選任についてであります。壮警町情報公開・個人情報保護審査会設置条例第4条第4項の規定により、現委員の任期が12月17日で満了となるため、第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めます。選任する委員は中山雄三氏、日景正好氏、富田るみ氏、加藤康大氏の4名であります。中山氏と日景氏につきましては再任であります。富田氏と加藤氏は新任となります。

富田氏は国民健康保険運営協議会委員として行政との関係があること、加藤氏は環境省洞爺湖自然保護官事務所の勤務経験があり、現在のNPO法人活動も行政とのかわりがあることを踏まえ、審査会委員として適任であると判断しておりますので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

なお、別添に履歴書を配付してありますので、後ほどご照覧ください。

以上、提案説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松本 勉君） 副町長。

○副町長（杉村治男君） 引き続き議案の説明をいたします。

議案第76号 土地の取得について。

仲洞爺団地建替事業に係る用地として、下記の土地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって、議会の議決を求める。

土地の所在地及び面積等については議案書に記載のとおりであります。仲洞爺61番地71から61番地112までの合計6,782.02平方メートルとなります。取得予定価格は2,799万495円です。契約の相手方につきましては、虻田郡洞爺湖町字洞爺町216番地、山田久勝氏となります。

議案書に書いてありますとおり、61番地71からの7筆、合計5,179.73平方メートルの宅地につきましては、単価が平方メートル当たり4,680円を予定しております。また、61番地110からの下3筆につきましては現況原野となりますが、1,602.29平方メートルで、単価が平方メートル当たり2,340円としております。

3ページに取得予定地の地図をつけておりますので、こちらは後ほどごらんください。

議案第77号 壮瞥町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の制定について。

壮瞥町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、農業委員会等に関する法律の改正が行われ、平成28年4月1日から施行されたことにより、農業委員会委員の定数を8名、農地利用最適化推進委員の定数を2名と定めるものであります。

附則では、この条例は、公布の日から施行すること、ただし経過措置として施行日に在任する現委員は任期満了の平成29年7月19日まで在任し、7月20日に新制度へ移行することとなります。また、壮瞥町農業委員会の選挙による委員の定数条例は廃止するという内容のものであります。

議案第78号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、平成28年8月8日付人事院勧告に伴い、介護休暇の分割、介護時間の新設が行われたことにより、取り扱いの規定を追加するため条例の一部改正を提案するものであります。

附則として、施行日は平成29年1月1日からとなります。

新旧対照表を別におつけしておりますので、こちらは後ほどごらんいただきたいと思っております。

議案第79号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらにも議案第77号と関連しますが、農業委員会等に関する法律の改正が行われ、平成28年4月1日に施行されたことにより、農地等の利用の最適化を推進するための重点業務の明確化と農業委員の選出方法の公選制の廃止及び農地利用最適化推進委員の新設などが規定されました。このため、農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償の規定を追加するため、条例の一部改正を提案するものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するという内容となります。

こちらにも新旧対照表をつけておりますので、後ほどごらんください。

議案第80号 壮瞥町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町税条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、地方税法等の一部を改正する法律等が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、壮瞥町

税条例の一部改正を提案するものであります。

主な改正内容は、延滞金の算定について当初申告後に修正申告等により税額が増減する場合などにおいて、その期間は延滞金の算定期間から控除することとなったこと、身体障害者等に対する軽自動車税の減免規定の文言の改正と整理をすること、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例措置の創設に伴う規定の整備をすること、軽自動車税のグリーン化特例を1年間延長すること、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人町民税の課税特例を平成30年度課税から適用することなどでありま

す。附則において、この条例は、平成29年1月1日から施行することとしておりますが、それぞれ適用期日と経過措置規定を定めている内容となります。

条文としては第1条から第3条となりますが、それぞれ第1条関係、第2条関係、第3条関係ということで新旧対照表をつけておりますので、ごらんいただきたいと思

議案第81号 壮警町保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町保健センター設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

現在保健センター改修工事を進めておりますが、新たに地域活動団体室及び調理室等の拡張が行われ、年度内には整備が完了し、供用開始となります。このため、管理に関する事項について条例に規定するため、条例の一部改正を提案するものであります。

改正内容は、題名を壮警町保健センター設置及び管理に関する条例に改めること、条文を第1条の目的から第14条の損害賠償までの14条立てとすること、別表に部屋ごとの使用料を定め、附則において施行日を弾力運用できるよう規則で定めることとしたものであります。

こちらも新旧対照表をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思

議案第82号 壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

大きくは、2点の改正となります。1点目は、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されたこと並びに外国居住者等所得相互免除法の一部改正に伴い、特例適用利子等に係る部分と特例適用配当等に係る部分について国民健康保険税の課税の特例措置を講ずるもので、適用は平成30年度からとなります。

2点目の改正点は、近年の国民健康保険事業において、医療給付費の増加傾向から収支不均衡が継続しております。平成23年度から平成27年度までの平均で2,940万円余りが不足となっていることから、この収支改善を図ることとあわせ、平成30年度から国民健康保険の運営が北海道と市町村の共同運営となり、北海道が示す標準的な保険料等を勘案する必要があることを踏まえ、国民健康保険税条例の一部改正を提案するものであります。

課税額の限度額の改正では、医療給付費現行52万円を54万円に、後期高齢者支援金分の現行17万円を19万円にそれぞれ改めることにより、課税限度額は現在の85万円から法定限度額の89万円となります。内容を少しつけ加えますと、医療分の所得割現行4.91%を5.64%に、均等割額現行1万3,500円を1万6,000円に、平等割額現行2万7,000円を3万1,500円に、特定世帯現行1万3,500円を1万5,750円に、特定継続世帯現行2万250円を2万3,625円にそれぞれ改めることとなります。また、軽減額の7割軽減では現在の9,450円を1万1,250円に、1万8,900円を2万2,050円に、1万4,175円を1万6,538円に、5割軽減では現在の6,750円を8,000円に、1万3,500円を1万3,750円に、1万125円を1万1,813円に改めること、2割軽減では現在の2,700円を3,200円に、5,400円を6,300円に、4,050円を4,725円にそれぞれ改めるものであります。

なお、税率改正に係る内容につきましては、去る11月25日開催の国民健康保険運営協議会においてご了承をいただいているものであります。

なお、こちらも新旧対照表を別につけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

議案第83号 壮警町体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町体育施設設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、久保内町民プールについてこれまでの利用状況等を勘案した結果、施設の老朽化と今後の利用が見込めないことから、閉鎖することとしたため、条例の一部改正を提案するものであります。

附則においては、この条例は、公布の日から施行するという内容であります。

こちらも別に新旧対照表をつけておりますので、後ほどごらんください。

議案第84号 公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者として、下記の者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地につきましては、壮警町森と木の里から壮警町研修センターまでの9施設となります。指定管理者は、有限会社堀口水道です。指定の期間は、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間となります。

平成28年12月1日に開催されました指定管理者選定審議会において、募集期限の11月28日までに申請のあった有限会社堀口水道1社からの提出された事業計画書等の書類を審査した結果、指定管理者として適当である旨の報告がありました。したがって、町としましてはこの審査結果を踏まえ、有限会社堀口水道を当該施設の指定管理者として指定するため、提案するものであります。

議案第85号 公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者として、下記の者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地につきましては、ここに記載の仲洞爺野営場のテントサイト及び来夢人の家の2施設となります。指定管理者はNPO法人そうべつ観光協会、指定の期間は平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間であります。

こちら平成28年12月1日に開催されました指定管理者選定審議会において募集期限の11月28日までに申請のあったNPO法人そうべつ観光協会1社からの提出された事業計画書等の書類を審査した結果、指定管理者として適当である旨の報告がありました。したがって、町としましてはこの審査結果を踏まえ、NPO法人そうべつ観光協会を当該施設の指定管理者として指定するため、提案するものであります。

議案第86号 平成28年度壮警町一般会計補正予算（第9号）について。

平成28年度壮警町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額41億2,492万5,000円に歳入歳出それぞれ1億466万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,958万7,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

こちらは事項別明細書、歳出から説明をします。43ページになります。総務費、総務管理費、防災諸費で38万5,000円の追加となります。防災諸費一般経費のうちコミュニティFM放送局事業負担金とな

りますが、久保内中継局アンテナが台風10号により曲がり破損が発生したことに伴う修繕負担金の計上となります。

企画費で655万7,000円の追加となります。行政情報システム運用管理事業のうち光ケーブル移転工事は農協前付近の北電柱立てかえに伴う光ケーブルかけかえ経費の計上となります。機械器具費は、平成27年度繰越事業として情報セキュリティー強化対策として第1回定例会で補正していた部分と平成28年度当初予算計上部分が重複していたものが整理されていなかったことから、このたび平成28年度当初予算計上分を減額整理するものであります。企画調整用務費では、ふるさと納税について11月25日現在、当初予算を上回る約1,500万円に達していることから、今後の返礼品や手数料に要する経費の追加となります。財源内訳では、マイナンバー関連の補助金130万2,000円の減額に伴う整理と弁景地区光ケーブル移転に伴う補償額233万9,000円の確定による財源の整理となります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で76万3,000円の追加となります。介護保険特別会計への繰出金となります。

後期高齢者医療費で58万8,000円の減額となります。後期高齢者医療特別会計への繰出金となりますが、保険基盤安定負担金確定による整理となります。

老人福祉費、老人福祉総務費で14万円の追加となります。老人福祉一般事務経費のうち家族介護支援事業となりますが、要介護2から5に認定され、在宅で介護している世帯、申請者の増加に伴う計上となります。

44ページです。臨時福祉給付金給付費で1,195万2,000円の追加となります。国の制度に基づく平成28年度経済対策分となりますが、1人1万5,000円で770人分を予定してございます。

衛生費、保健衛生費、廃止鉱山鉱害防止費で8,000万円の追加となります。給料等の人件費については、4月の人事異動に伴い経費の不足分の計上と旅費の整理を行うものとなります。また、北海道の事業予算留保解除に伴う高圧電線ケーブル等の更新などに要する経費の計上となります。

温泉管理費で395万円の追加となります。地熱エネルギー維持管理経費のうちゆーあいの家泉源ポンプについて10月に新規更新したポンプが2週間程度のうちに温泉ガスにより故障、停止に伴う修繕経費の計上と緊急対応で設置したポンプの購入経費の計上となります。

農林水産業費、農業費、農地費で340万の追加となります。多面的機能支払事業では、活動事業の取りやめによる減額と農業基盤整備促進事業では第2次補正予算により補助金割り当てによる事業費の追加となります。財源内訳では、排水路等の修繕改修工事に地域づくり交付金312万5,000円が内示されたことや農業基盤整備促進事業に220万円が追加されたことなどによる整理となります。

45ページ、林業費、林業振興費では、財源区分の変更で、有害鳥獣関係での地域づくり総合交付金追加に伴う整理となります。

商工費、観光費で20万円の追加となります。観光振興一般では、国内誘致事業負担金については普通旅費による参加のため、減額の整理と洞爺湖冬季周遊バス運行事業を実施することによる負担金の計上となります。

土木費、水道費で479万2,000円の追加となります。簡易水道事業特別会計への繰出金となります。壮瞥町幸内地区地すべり観測委託経費の執行残の整理となります。

下水道費で87万8,000円の減額となります。集落排水事業特別会計繰出金の整理となります。

住宅費、住宅管理費で210万円の追加となります。町営住宅維持管理事業のうち退去修繕が多い傾向にあること、また仲洞爺団地建てかえに伴う仮移転のための修繕経費の計上とボイラーの老朽化に伴う更新取りかえが多いため、追加で購入経費の計上となります。

都市計画費、公園費で18万9,000円の減額となります。公園維持管理事業のジオサイト管理委託料について執行残の整理となります。

46ページ、教育費、小学校費、学校管理費で35万円の追加となります。小学校運営事業では、壮警小学校温水器の老朽化に伴う機器不良のため更新経費の計上となります。

中学校費、学校管理費で224万円の追加となります。壮警中学校では、中学校統合に伴い不足する理科室備品棚の設置及び水道配管の一部撤去と雨漏り修繕に要する経費計上となります。

高等学校費、高等学校総務費で34万円の減額となります。高等学校運営事業では放送設備の修繕とバスケットボール昇降装置作動不良による修繕経費の計上となります。高等学校教育振興事業では、通学費補助金の整理となります。

社会教育費、交流センター費で40万円の減額となります。生涯学習推進事業のうち児童生徒芸術鑑賞会について無償の公益事業に振りかえたことによる整理となります。

国際交流費で630万7,000円の減額となります。中学生フィンランド国派遣事業について今年度の事業終了に伴う執行残の整理となります。

保健体育費、保健体育総務費で50万円の減額となります。学校体育施設開放事業について、自主管理利用団体以外の利用が少ないことの整理となります。

47ページ、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、道路橋梁河川災害復旧費で127万8,000円の追加となります。仲洞爺大川河川の洗掘が発見され、改修を予定し、補正をしておりましたが、道路や側溝などの対応を優先し、進めていた結果、予算不足となったことに伴う経費の計上となります。

農林水産施設災害復旧費、農林水産災害復旧費で1,360万7,000円の追加となります。農林水産施設災害復旧費のうち手数料は執行残の整理となります。林道駒別線災害復旧費は、路面崩落した林道の復旧費用の計上となります。財源内訳では、林道分について災害査定の結果、670万円の補助と災害復旧債710万円を計上するものであります。

諸支出金、諸費、国道支出金返納金で15万円の追加となります。平成27年度臨時福祉給付金事業補助金の額確定により生じた返還金の計上となります。

給与費で1,800万円の減額となります。職員共済組合納付金算定率の確定による減額と同じ組合の特別納付金の額確定による減額、それと職員退職手当組合納付金算定率の確定による減額となります。

41ページ、歳入になります。地方特例交付金で17万8,000円の減額となります。

国庫支出金、国庫補助金の総務費補助金で130万2,000円の減額となります。

民生費補助金で1,195万2,000円の追加となります。

災害復旧費補助金で670万円の追加となります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で44万2,000円の減額となります。

道補助金農林水産業費補助金で501万5,000円の追加となります。多面的機能支払交付金から地域づくり総合交付金までの整理となります。

委託金、衛生費委託金で8,000万円の追加となります。

42ページ、寄附金、一般寄附金で1,500万円の追加となります。

繰入金、基金繰入金、国際交流基金繰入金で630万7,000円の減額となります。

財政調整基金繰入金で1,546万4,000円の減額となります。

諸収入、雑入で233万9,000円の追加となります。こちらは、弁景地区光ケーブル移転工事に伴う補償費となります。

町債、総務債で40万円の追加となります。

災害復旧債で710万円の追加となります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をします。

35ページ、第2表、債務負担行為補正では、いずれも平成28年度から29年度までの期間において、持ち家住宅取得奨励交付金、限度額70万円、幌別硫黄鉱山抗廃水処理事業、限度額3億2,580万8,000円、じんかい収集運搬事業、限度額1,600万円、資源ごみ収集運搬事業、限度額2,000万円、中学生フィンランド国派遣（海外研修）事業、限度額1,080万円の5件について追加するものであります。

36ページ、平成28年度から平成38年度の期間において、街路灯LED照明導入事業、限度額4,800万円を限度額5,780万円に変更するものであります。こちらは、当初予算では街路灯431基、4,800万円を10年間リースとして予定をしておりましたが、調査の結果434基となり、街路灯の型式の違いにより、当初予算限度額では360基しかできないことが判明したことに伴うもので、対応できないことが判明したことにより、変更を計上するものであります。

37ページ、第3表、地方債補正では、林道駒別線災害復旧事業、限度額710万円を追加するもの、また38ページ、コミュニティFM放送局事業、限度額250万円を限度額290万円に変更するものであります。

最後につけております給与費明細書につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

議案第87号 平成28年度壮警町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

平成28年度壮警町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額4,382万1,000円から歳入歳出それぞれ58万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,323万3,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

こちら事項別明細書、歳出から説明をします。54ページになります。納付金、後期高齢者医療納付金で58万8,000円の減額となります。保険基盤安定負担金確定による整理となります。

歳入では、繰入金、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金で58万8,000円の減額となります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をします。

議案第88号 平成28年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

平成28年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額3億4,210万1,000円に歳入歳出それぞれ610万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,820万1,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

62ページの事項別明細書、歳出から説明をします。保険給付費、介護予防サービス等諸費で420万円の追加となります。要支援認定者数の増加と介護予防サービスの利用者数の増加及び介護保険制度の旧制度に基づく訪問介護と通所介護について新制度の介護予防・日常生活支援事業による給付への移行ペースが遅いため、これまでの支出実績をもとに今後の不足見込み分を計上するものであります。

高額介護サービス等費、高額介護サービス費で180万円の追加となります。支給対象件数は増加傾向にあり、これまでの支出実績をもとに今後の不足見込み分を計上するものであります。

特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護サービス費で190万円の追加となります。特定入所者

介護保険施設、それから地域密着型グループホーム、それとショートステイの利用件数が増加傾向にあり、これまでの支出実績をもとに今後の不足見込み分を計上するものであります。

63ページ、地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費で180万円の減額となります。介護保険制度の新制度に基づく訪問介護と通所介護について要支援認定者の移行ペースが遅いため、これまでの支出実績をもとに予算減額するものであります。

60ページ、歳入では、保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料で134万2,000円の追加となります。特別徴収分となります。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金で188万円の追加となります。

国庫補助金、地域支援事業交付金で45万円の減額となります。

支払基金交付金、介護給付費交付金で221万2,000円の追加となります。

地域支援事業支援交付金で50万4,000円の減額となります。

道支出金、道負担金、介護給付費負担金で108万2,000円の追加となります。

61ページ、道補助金、地域支援事業交付金で22万5,000円の減額となります。

繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金で98万8,000円の追加、地域支援事業繰入金で22万5,000円の減額となります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をします。

議案第89号 平成28年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

平成28年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額1億4,087万2,000円から歳入歳出それぞれ137万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,949万5,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

こちら事項別明細書、歳出から説明をします。70ページです。総務費、総務管理費、維持費で171万8,000円の追加となります。予算執行残の整理とあわせ、漏水修繕箇所の増加による不足分の計上となります。

施設費、建設改良費で309万5,000円の減額となります。予算執行残などの整理となります。

69ページ、歳入では、国庫支出金、国庫補助金で110万9,000円の減額となります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で490万1,000円の追加となります。

繰越金で53万1,000円の追加となります。

町債、衛生債で570万円の減額となります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をします。

66ページ、第2表、地方債補正では、壮警町簡易水道施設整備事業、限度額3,200万円を限度額2,630万円に変更するものであります。

議案第90号 平成28年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について。

平成28年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額2億2,360万円から歳入歳出それぞれ42万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,317万8,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

こちらでも事項別明細書、歳出から説明をします。75ページです。集落排水事業費、集落排水総務管理費、集落排水施設管理費で42万2,000円の減額となります。執行残の整理となります。

歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で87万8,000円の減額となります。

繰越金で45万6,000円の追加となります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をします。

以上で提出議案の内容の説明を終了いたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時12分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○副町長（杉村治男君） 済みません。説明の中で一部誤りがありましたので、訂正をいたします。

まず、議案第82号の国民健康保険税条例の一部改正の中で説明をしておりました7割軽減の部分であります。現在9,450円を1万1,250円という説明をしましたが、正しくは1万1,200円でありますので、訂正をさせていただきます。

また、議案第86号の一般会計補正予算（第9号）の中で説明をしておりましたが、歳入の部分で財政調整基金繰入金を1,546万4,000円の減額ということで説明をいたしましたが、正しくは1,561万5,000円の減額となりますので、説明を訂正させていただきます。大変申しわけございません。

以上で説明を終了いたします。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（松本 勉君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

12月16日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時13分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成28年壮警町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成28年12月16日（金曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第75号 壮警町情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
- 日程第 3 議案第76号 土地の取得について
- 日程第 4 議案第77号 壮警町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の制定について
- 日程第 5 議案第78号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第79号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第80号 壮警町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第81号 壮警町保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第82号 壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第83号 壮警町体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第84号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第85号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第86号 平成28年度壮警町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第14 議案第87号 平成28年度壮警町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第88号 平成28年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第89号 平成28年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第90号 平成28年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 意見案第3号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書
- 意見案第4号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃

止を求める意見書

意見案第5号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書

意見案第6号 大雨災害に関する意見書

意見案第7号 JR北海道への経営支援を求める意見書

日程第20 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（9名）

1番	佐藤	恣	君	2番	菊地	敏	法	君	
3番	毛利	爾	君	4番	森	太	郎	君	
5番	真鍋	盛	男	君	6番	加藤	正	志	君
7番	高井	一	英	君	8番	長内	伸	一	君
9番	松本	勉	君						

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤	秀	敏	君	
副町	長	杉村	治	男	君	
教育	長	田鍋	敏	也	君	
会計管理者	小	松	正	明	君	
総務課長（兼）		作	田	宏	明	君
企画調整課長	庵		匡		君	
税務財政課長	上	名	正	樹	君	
住民福祉課長	小	林	一	也	君	
経済環境課長（兼）		阿	部	正	一	君
商工観光課長	齊	藤	英	俊	君	
建設課長	工	藤	正	彦	君	
生涯学習課長	山	本	貴	浩	君	
選管書記長（兼）		作	田	宏	明	君
農委事務局長（兼）		阿	部	正	一	君
監委事務局長（兼）		齋	藤	誠	士	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	齋	藤	誠	士	君
---------	---	---	---	---	---

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） これより本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において

7番 高井一英君 8番 長内伸一君

を指名いたします。

◎議案第75号

○議長（松本 勉君） 日程第2、議案第75号 壮警町情報公開・個人情報保護審査会委員の選任についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号 壮警町情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第76号

○議長（松本 勉君） 日程第3、議案第76号 土地の取得についてを議題といたします。

質疑を受けます。

8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 仲洞爺の公営住宅の建てかえにおける用地の取得ということで、所管事務調査の中で視察をさせていただきまして、現地も確認させていただいております。私もそのときちょっと全体の住宅の一部のところは民地ということで、そこを買い求めるのかなと実は思っておりましたが、この図面を見るとほとんどというか、その用地が借地という形で今回それを求めるということであると思います。これがいい、悪いということではなくて、この用地を取得して、公営住宅建てかえる意味といえますか、その点について、仲洞爺において公営住宅を建てる最適地として選んだ理由をお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、建設課長。

○建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

公営住宅の更新につきましては、計画に基づいて年度ごとに進めているところなのですが、仲洞爺につきましては現地建てかえという方針でこれまでも進んでおりまして、用地取得ではなくて現地取得ということの計画の中で進めておりますので、ほかに用地を求めるよりは現地で建てかえするほうが……現地建てかえの方針で進めているという状況でございます、特にほかに求めるということはこれまでは検討はしていなかった中で進めております。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） きょう私も一般質問させていただいて、地域ごとの振興策、青写真が必要でないかというお話しさせていただいたのですが、仲洞爺地域も定住対策、重要な要素だと思いますし、そういう中で今回公営住宅建てかえということで住宅整備がされるということなのですが、そういう全体の地域の中にある公営住宅という位置づけの中でこの場所が最適という判断をされたのかなと思いますが、その辺の根拠をもう一度お聞かせください。

○議長（松本 勉君） 答弁。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、建設課長。

○建設課長（工藤正彦君） 済みません。ご答弁申し上げます。

これまでもそこに公営住宅があって、道路整備ですとか上下水道のインフラの整備も整っているところから、その場所に建てかえが最適地という判断を計画の中ではしていたということでございます。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号 土地の取得については原案のとおり可決されました。

◎議案第77号

○議長（松本 勉君） 日程第4、議案第77号 壮瞥町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 今回農業委員会等に関する法律の改正によって農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例が上程されております。私は、この定数とか、そういうことよりもやはりどのように変わったのかということです。そういうものきちっと理解した上で議決することが必要でないかなという立場で以下質問したいと思います。

私は、今質問に当たり旧法の農業委員会等に関する法律と改正点、これをつぶさに比較してみました。そしてそれと、壮警の農業の実態も加味してこの定数を考えるべきでないかなという立場でこれから申し上げたいと思います。まず、今回の改正で大きく変わった点として、従来は公選制ですから、公職選挙法に基づいてこの農業委員が決まっておりましたけれども、この改正によって従来の公選制から市町村長の任命制、これに大きく変わったのが特色でないかな。そして、その後に議会の同意を得ることになっております。また、委員数も構成要員、それからすなわち北海道の場合は30アール以上の農地をその耕作に供している世帯数や1,100世帯以下、また区域内の農地面積1,300ヘクタール以下の農業委員会は、この場合は上限が14名とこの附則のほうで出ております。従来は20名だったのです。それが14名になった。そして、そういうことから考えて、まず壮警町の実態として30アール以上の農地を持っているといいますか、そういう方はどのくらいあるのかなと。それから、耕地面積は何ヘクタールぐらいあるのか。それから、今度この改正によって委員の中に認定農業者を入れなさいと書いてあるのです。それで、壮警町の認定農業者と認定されている方は何名ぐらいいらっしゃるか、最初にこの点についてお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

農業委員会等に関する法律につきましては、農業全般にわたる問題を総合的に解決していくために昭和26年に制定されまして、65年が経過しているとなっております。その間何回か法改正が行われましたが、この平成28年の改正は、議員がおっしゃいますとおり、大きな改正で、公選制、公職選挙法の廃止で市町村長の選任制に移行されたということのほか農地利用の最適化推進委員が設置されたりですとか、農地利用の最適化の業務が創設されるなどの改正が行われまして、本年4月1日から施行されているところでございます。

ご質問の委員数といいますか、壮警町の状況ということなのですが、こちら議員のおっしゃるとおり、委員の数としましては北海道の場合、30アール以上の農地を耕作している世帯、また法人の数が1,100以下、または区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会の委員の数は、議員がおっしゃるとおり、農地利用最適化推進委員を委嘱する場合は上限が14人、その推進委員を委嘱しない場合は上限が27というふうになっております。壮警町におきましては、2015年の農業センサスのデータなのですが、法人も含めた経営体は全部で148個ありまして、このうち30アール以上の経営体は144の経営体となっております。また、耕地面積につきましても、こちら2015年の農業センサスのデータなのですが、壮警町内で1,135ヘクタールということになっております。またあと、認定農業者の関係なのですが、認定農業者につきましては今現在92名の方が認定農業者として認定されているということでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 今の答弁で壮警町の実態を把握することができました。

そこで、今回提案の農業委員会委員の定数は8名、また新たに今度は加えられたものですが、農地利用最適化推進委員の定数は2名と現在この議案で提案されております。それで、現在といいますか、まだこの条例は成立していませんから、壮警町の農業委員会の選挙による委員の定数条例、これがありますけれども、この中では定数は7名です。それに、選任、すなわち農業協同組合だとか共済組合、議会推薦、3名がありますから、全部で10名の方が農業委員会委員として業務に携わっていただいております。残念なことに定数も任期途中で辞職した委員が2名あり、この間8名の農業委員会委員の皆さんで活動して、私は何か、記憶は確かではありませんけれども、1年以上そのような状態が続いてきたのではないかなと思います。その欠けた8名の方で、全部で本当は10名いらっしゃるのですけれども、2名欠けたものですから、8名の方で委員会活動してきて、活動推進する上で不都合と言ったら言葉悪いのですけれども、何か困ったというか、そういう点がなかったかまず伺いたいと思いますし、今回委員定数を8名として提案しておりますけれども、その8名の委員定数を上程する理由、これについて伺いたいと思います。

そして、今回新設された農地利用最適化推進委員については2名の提案ですが、この2名の提案理由についても伺いたいと思います。なお、この農地利用最適化委員は、農業委員会がみずから委嘱することになっているのです。ですから、法律の中では地域ごとに委嘱するというような表現があります。ですから、この2名というと壮警町内の区域を2つに分けていると思うのですけれども、町内をどのような地区割りをしているか、これについても伺いたいと思います。

さらに、農地利用最適化推進委員が今回の法改正で新設された意義だとか、委員の委嘱、受ける委員の役割、そういうことについてもやはり知っておくことが必要でないかなと。

それから、法律の中にこういう言葉があるのです。農地中間管理機構の役割、ここと連携をとりなさいという言葉もあるのですけれども、この機構と予想される連携内容というのはどんなものがあるのかなということで、もしも承知していれば伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

委員の定数8人ですとか推進委員の定数2名、どうやって決めたということなのですが、農業委員と最適化推進委員の定数につきましては農業委員会の中でも非常に関心が高く、意見の交換をしてきたところがございます。現行の農業委員会は定数は10名ということで、議員おっしゃるとおり、選挙で選ばれる方が7名、それと推薦というのですか、推薦される方が3名の10名ということなのですが、議員ご指摘のとおり、今は8人での活動となっております。不都合はなかったのかというご質問だったので、実は農業委員会の中で地区割りというのをやっておりまして、今現在は町内は4地域に分けております。その中で一部かけ持ちの委員さんもいらっしゃるのですけれども、各地区に3名の委員を配置しまして、それで現況確認などの活動を行っておりますが、人数が減った分をさらにかけ持ちでカバーしているのです、各委員の負担がいびつになっているという状態でございますが、不都合がないわけではないのですけれども、相互協力いただきながら今は活動をしているということでございます。

それと、今回新設された農地利用最適化推進委員なのですが、こちらは農地の利用の最適化、農地を集約化といいますか、効率化といいますか、そういうことを推進することを強化するために創設されたもので、農業委員と協力して活動するということになります。具体的には、地域での農業者の話し合いですとか、農地パトロールなど地域における農地の確保と利用調整のための現場活動が期待されているというところでございます。ただ、既に農地の効率化といいますか、集約化が進んでいるなど国

が定める基準に該当する場合はこの推進委員を配置しなくてもいいということになっております。壮瞥町におきましてはこの農地の効率化、集約化は進んでいるというふうな認識を持っておりまして、推進委員は置かない方向で考えているのですが、この件につきましては現在北海道のほうと協議中で、2月の中ぐらいに決まってくるのですけれども、そのときに推進委員を置くか置かないか決まるということになってございます。

それで、農業委員の定数と推進委員の定数の関係だったのですけれども、今の農業委員会の中でこの最適化推進委員を設置するという事になったとしても、農業委員と最適化推進委員を合わせた数については現行の定数の10名というのが上限だろうということで農業委員会の中では考えは一致をしているところでございます。あと、人数の配分なのですけれども、担当の地区割りを考えたときに、現在は4地区に分けているのですけれども、ルール上1地区に3名の農業委員を配置するという必要がありまして、そうなれば現実的には3地区か2地区に分けるのが自然であるだろうということと、あとまた今回は農業委員のうち1名は農業者以外の者を入れるということになっておりまして、さらに仮にこの推進委員を設置しなかったとなった場合の農業委員会としての活動といいますか、充実した活動を総合的に考えまして、農業委員会の中でも協議した結果、農業委員については8名で、最適化推進委員については2名で、地区については2地区が最良だという考えに達しまして、根拠らしい根拠ではないのかもわからないのですが、農業委員会の中ではそういう協議をしまして、それで今回提案をさせていただいたということでございます。

それで、地区の関係だったのですけれども、現在は4地区ということで、現在は実は湖畔地区と滝之町地区、あと立香、久保内、南久保内地区、それと幸内、上久保内地区という今現在は4地区に分かれております。それを一応今度新しい地区割りは2地区がいいということになっておりまして、分けるとすれば湖畔と滝之町を一緒にして、湖畔、滝之町地区、それとあとほか残り、立香から立香、久保内、南久保内、幸内、上久保内を合わせた2地区ということで考えてございます。

それと、農地利用最適化推進委員の職務の内容ということだったのですけれども、職務の内容としましては、先ほどもちょっとお話ししたのですけれども、農業委員会の農業委員さんにつきましては委員会に出席しまして、審議して、最終的に決定するということが主体となるのですけれども、最適化推進委員さんにつきましては担当地域において現場活動を行うことが主となりますが、推進委員は委員会に出席して、決定する権限はないのですけれども、意見を述べることができるということになっております。

それとあと、農地中間管理機構の関係なのですけれども、農地中間管理機構は担い手への農用地の集積、集約を進めまして、さらには耕作放棄地の発生防止、解消を推進するために従来からの土地の売買事業、売買事業というのはあったのですけれども、それに賃借事業、これ賃借事業というのが農地中間管理事業というものなのですけれども、この賃借事業の仕組みを加えた国が行う農地の中間的な受け皿というふうになる組織でございます。事業は、各都道府県にあります公益財団法人の農業公社というのが行うこととなります。事業の内容につきましては、出し手と呼ばれる農地を提供する方なのですけれども、出し手と呼ばれる貸し付けの希望者から農用地、農地を10年間借り受けまして、受け手と呼ばれる借り受け希望者に貸し付けるといいますのでございます。農業委員会と農地中間管理機構の連携としましては、こちらからは出し手や受け手の情報提供と農地中間管理機構からは事務手続の指導ですとか助言ということが考えられます。現在まだこの中間管理機構の利用実績がないのですけれども、今後利用に向けて研究していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 農業委員会の活動組織といいますか、その内容についても今現在は4地区に分けて活動していることも今わかりましたし、今後はできれば4地区を2地区に分けていきたいという考えもわかりました。

そこで、最初に申し上げましたように、公選制から市町村長の任命、そして議会の同意に変更になりました。ですから、この任命に当たっては公選の選挙以上に難しい面があるのではないかなという気がしてなりません。といいますのは、農業委員の任命するに当たって次のようなことが書かれています。それは何かというと、定数の過半数を原則として認定農業者とするというのが第一に書かれています。それから、先ほどの答弁にもありましたけれども、農業者以外の者で中立な立場で公正な判断をすることができる者1名、これを入れなさいと。それから、女性、青年も積極的に登用しなさいという条件が今度の法改正についております。そして、市町村長の任命に当たっては推薦、公募を実施しなさい。推薦と公募です。これを実施しなさい。そして、推薦、公募を情報を整理して、公表しなさいということも書かれています。さらに、推薦、公募の結果を尊重して選任議案を作成して、議会に提出しなさいと書いてあるのです。ですから、今までの農業委員の皆さんというよりも、選挙によって公職選挙法に基づいて行ったものですから、農業委員会の事務局は大変楽とは言いませぬけれども、全部壮警町選挙管理委員会のほうにお任せしていた。それがこのように変わってきたのです。大変でないかと思います。それからさらに、今度新しく設置される最適化推進委員の選任も今申し上げた農業委員と同じような形で公募だとか推薦、そして結果を情報の公開といいますか、結果を公表して、そういう同じような手続があります。ですから、やはりこのように変わったことを皆さんに知ってもらうことが必要でないかなということを私考えております。必要でないかという立場です。そういう面でどうでしょう。この条例が決まった段階で農家の皆さん、または町民の皆さんに農業委員会の選任についてこのように変わりましたよということの広報活動することを考えているかどうかもお聞きしたいと思います。

そして最後に、町長にちょっと伺いたいと思います。壮警町の農業は、気候に恵まれているとよく言われます。本当に住みやすいところだと思いますけれども、やはり現在の農業の抱えている問題、農家数の減少、後継者難、農業従事者の高齢化、生産物の価格の低迷、そういう数多くの過大を抱えていると言ってよいのではないかと思います。そこで、農家戸数、これを見ますと平成20年の年には壮警支所の対象といいますか、155戸あったという報告があります。そして、28年、ことしは108戸ですから、47戸も減少して、パーセントでいうと30.3%ですから、およそ3分の1の方が、これは農協の組合数でお話ししているので、実際の戸数とは変わるかもしれませんが、農協組合数でいうとそのように減っている状況なのです。また、後継者のいない戸数もふえています。これはそれぞれ地域活動している議員の皆さんも承知だと思いますけれども、どんどん、どんどん高齢化しているものですから、その後継ぎがないということも大きな課題でないかと思います。そこで、高齢化率を、これは洞爺湖農業協同組合の資料ですけれども、これはつい先日洞爺湖農業協同組合が、農業実行組合というのですか、そういう組織が各町にありますよね。壮警も17ぐらいあるのでないかと思いますけれども、その調査結果が出ているのです。それを見ますと、壮警の場合、49歳以下の方で経営している、それが20世帯だそうです。それから、50歳から59歳までは30世帯、30人、60歳から69歳が35人、70歳から79歳が13人、そして高齢化のトップをいく80歳以上が4名いらっしゃるそうです。また、法人団体が壮警が一番多くて10社といいますか、10団体です。このようなことが農事実行組合長会議に渡された、配付された資料に出ているのです。そのような状況を踏まえた場合、あと10年もたつとやはり壮警町の農業はどんどん、どん

どん高齢化していく。そして、後継者もなかなか後を継いでくれる方いないのではないかなと、そんな気がしてなりません。このような社会情勢の中でこれから農業委員の果たす役割は大変重要になってくるのではないかなという感じがしてなりません。町長は就任以来、私が最初に聞いたのはもうかる農業なんて言葉使っておりまして。それを旗印に各種農業施策を通して農業振興に努力されている、そして推進していることには感謝したいと思います。

そこで、町長が従前やはり農業経営者として従事され、また農業委員も経験されていることから、今回この改正について私は人一倍関心を持っているのではないかと、そんなことを考えているのです。ですから、29年7月20日からこの条例が効力を発生すると思いますので、新しい農業委員会がスタートすることについて、町長はこの新制度のスタートについてどのような期待を持っているか、それをもしもあればお話ししていただいて、私のこの件についての質問を終わりたいと思います。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○議長（松本 勉君） 引き続き会議を開きます。

よろしいですか。答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） 私から広報活動についてご答弁申し上げたいと思います。

農業委員会の制度が変わることにつきましては、農業者の方はもちろんなのですが、今回の改正は一般の方にも関係するということから、そこから募集するというのもありまして、一般の方も関係するということから、住民の方に周知することは重要だなというふうに考えてございます。具体的に今後制度の内容ですとか募集要項もそうなのですが、そういったもの広報ですとかホームページでお知らせすることになるのですが、できるだけわかりやすく理解しやすい内容を意識しながら広報、周知に努めていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時36分

○議長（松本 勉君） 引き続き会議を開きます。

経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今回の制度が変わったことで手続が複雑になりまして、困難ではないかということだったので、確かに今回の改正で公職選挙法から市町村の任命制に変わったということで大変手続が煩雑になりましたし、早い段階からの準備が求められることになりました。通常ですともっと遅くからの準備ということになるので、今回は公募ということで年度明けすぐにも準備をしなければいけないということで、今現在それに向かって準備をできるだけ支障がないように進めて、支障ないように業務を進めているということでございます。

それと、もう一点、今回配置される最適化推進委員ということなのですが、これ先ほど私配置しない方向でというふうに話をいたしました。実はこちら農地の最適化を進めるために配置されるものなのですが、既に農地利用が効率化とか最適化が進んでいるような場合は配置しなくてもいいと

ということになっておりまして、北海道全体としまして農地の最適化というのですか、効率化が進んでいるということになっておりまして、具体的には集積率というのがあるのですけれども、それが70%以上あるとある程度効率化が進んでいるので、配置しなくてもいいということになっております。壮瞥町の場合、今現在道のほうに申請をしているのですけれども、壮瞥町の集積率、全部の農地に対して担い手が耕作している面積の割合をいうのですけれども、壮瞥町は今現在71%というふうに認識しております。それで、一応基準を上回っていることから、今現在は推進委員は配置しない方向で検討しているのですけれども、結果は2月の中くらいになると思うのですけれども、そこで配置すべきか配置しなくてもいいかというのが決まるということになってございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 町長。

○町長（佐藤秀敏君） 私のほうにも今度の新しい制度に係っての農業委員さんへの期待ということはどう思っているかということでもありますけれども、今までの農業委員さんにおかれましてはやはり壮瞥町の基幹産業である農業の振興、あるいは農業者の高齢化、あるいは遊休農地をなくすこと、それには本当に今までも農業委員さんも苦勞されてきております。このたびから公選法から議会の同意を得て、理事者が任命するというふうになるわけでもありますけれども、今までもやはり農業委員さんが公選法であってもそれぞれ地域の皆さんが汗をかいていただいて、適任である方を出していただいておりますし、今後こういった任命制度に変わりましたも地域の皆さんに協力を求めて、やはり適任の方を出していただく、そして議会の同意を求めて選任をしていきたい、そのように思っております。また、うちの町はほとんどの農業委員さんが今は認定農業者でございますので、今回から変わる制度では過半数以上が認定農業者となっておりますけれども、その点についてはうちの町は心配ないというふうに思っておりますし、また今後女性の方もということもありますし、また若い方、あるいは全く農業に関係のない、関係ないと言ったら失礼ですけれども、そういった方も登用しなさいというような制度にも変わってまいります。やはり今まで同様高齢化した農業者が今度農地を誰に託すかということが非常に大事になってくるわけでもありますし、そういったこともこの農業委員さんに汗をかいていただきたいというふうに思っておりますし、行政とも連携をしながら壮瞥町のさらなる農業振興にかかわっていただきたいということと農家の相談相手、私のほうからお願いしたいことはやはりいろんな課題を抱えております農家の皆さん方の相談役も何とか担っていただければなというふうに思っております。また、我々とも連携しながら今後農業振興に努力をしていただきたいというふうに思っております。

以上で答弁といたします。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号 壮警町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第78号

○議長（松本 勉君） 日程第5、議案第78号 職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号 職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第79号

○議長（松本 勉君） 日程第6、議案第79号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第80号

○議長（松本 勉君） 日程第7、議案第80号 壮警町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号 壮警町税条例等の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第81号

○議長（松本 勉君） 日程第8、議案第81号 壮警町保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号 壮警町保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第82号

○議長（松本 勉君） 日程第9、議案第82号 壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号 壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第83号

○議長（松本 勉君） 日程第10、議案第83号 壮警町体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号 壮警町体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第84号

○議長（松本 勉君） 日程第11、議案第84号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号 公の施設に係る指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

◎議案第85号

○議長（松本 勉君） 日程第12、議案第85号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 仲洞爺野営場の施設の管理につきましてはこれまで別な団体が指定管理を引き受けられていたと思いますけれども、今回変更に至った経緯といたしますか、その辺の事情がわかれば、わかる範囲でお知らせいただきたいことと新たに観光協会が今後野営場の管理を引き受けていく上での不安要素がないのかという部分についてお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

質問は2点ほどあったと思いますが、まず1点目の変更理由というか、前団体が今回応募しなかったということでございますが、今現在運営、指定管理の受託しております仲洞爺温泉センターハウス管理組合というところがございまして、その部分で今年度、町長含め、議会のほう、副議長も出席されたと思いますが、総会のほうに呼ばれてございます。その中で総会の議案の中で平成29年からの指定管理に応募しないことについてを議案とされて、その中で議決されたこととなっております。応募しない理由としてそのときに説明があったことにつきましては、現役員の中で組合長の候補の方が不在だという形と現組織による運営がもう18年経過されて、組合員が高齢化しているということから、今後に向けて新たな組織に運営を委ねることが必要という形の結論が出たというふうに承知してございます。また、このたびそうべつ観光協会のほうに応募に参加して、今回上程させていただいているわけでございますが、審査会、今回応募された方それぞれ審査をしております。その審査会の中で今まで経験がないというところも踏まえて、審査の中ではどうなのだろうかというお話もしていたところでございます。ただ、そうべつ観光協会につきましては、その辺経営面については指定管理の部分では未知数かもしれませんが、事業計画書を提出されているわけですが、その中で町内の各所の観光資源の情報を十分にたくさん蓄積しているよと、それと法人に加盟している観光事業者初めほかの関係団体とも連携をとりながら各種事業を展開している点を踏まえて、管理面でも生かされるという形をもって今回審議会の中でも、そういう不安要素はありながら、生かされるのではないかと、今まで培った実績を生かされて、指定管理の経営に励まれるのではないかなということ半期待もして、今回審査結果を適当という形で今回上程させていただいたというふうに考えております。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 今の森議員とのやりとりの中で経過については理解させていただいて、私も総

会に出席をいたしまして、そういう部分もお聞きしております、ある意味地域の高齢化という部分もお話しされていて、非常に長い間仲洞爺地域の活性化に大変努力されたのは総会に行くたび本当に感心をした次第でありますし、また成績もキャンプ場も含めて本当に年々お客さんも非常に増加というような部分もあって、大変地域も巻き込んだそういう運営が功を奏していたのだろうと。そういう意味ではある意味残念な点でもございますし、ただ、今の中でさらに期待する部分も全体的な部分の動きの中で新しいニーズを捉えていくという部分においては観光協会のいろんな部分は期待されるころなのかなと思います。ただ、やはり仲洞爺地域の一つシンボリックな施設でもあると私は認識しているのですが、そういう中であって仲洞爺地域との相互関係というのですか、地域の活性化にも効果あらわして、お互いに相乗効果を生めるような関係を築いていくことが非常に重要かと思っておりますが、指定管理を認定される上において、地域との関係の点についてどのような計画書等の中に盛り込まれている部分があるとすればお聞きしたいし、また指導していく立場としてはどういう点にその部分盛り込んでいこうと考えられているかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

地域との関係性というお話でございますが、事業計画の中にはうちが提出を求めている中の部分については自主計画とか管理運営をどうしていくのかという形の具体的な点を提出していただいているという形でございます。今まで18年間仲洞爺温泉管理組合がありまして、経営している形の部分でいきますと、当然管理運営の面で野営場にしても温泉施設にしてもやはりノウハウがかなりありますので、切りかわるところについては今後町としても指定管理者、今回議決された後そういう面で観光協会のほうとは十分お話をし、より住民サービスが低下しないような形でお願いしたいというふうに指導していきたいというふうに考えてございます。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号 公の施設に係る指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

◎議案第86号

○議長（松本 勉君） 日程第13、議案第86号 平成28年度壮瞥町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般3ページから。3ページ、ございませんか。

1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 総務費の総務管理費について最初に伺いたいと思います。

今回防災諸費でコミュニティFM放送局事業負担金として35万8,000円を今提出されておりますけれども、これは昨日の議案説明の中で8月の強風によってアンテナが傾いたと、その修理だということでこの予算が計上されているのですけれども、壮警町内の施設ですから、当然壮警町が負担するというところでこれは理解しますけれども、この建設時に災害発生時にFMラジオを通して情報を提供するというような説明がたしかあったように私は記憶しております。今回の災害時、FMラジオを通じてどのような情報を流したか流さなかったかです。また、今回の災害時に、ダブリますけれども、申しわけありませんけれども、情報提供したかどうか、これ最初に確認したいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

今回の負担金につきましては、議員おっしゃられるとおり、8月末に上陸した台風10号によって久保内中継局のアンテナに支障を来して、適正なアンテナ指向性が得られないという状況になりました。これの修理費でございます。ただ、コミュニティFM放送局の整備及び運用に関する事務は伊達市に委託しているものでございますから、伊達市がまず工事を発注することとなって、今回壮警町のほうに負担金として請求されたものでございます。工事につきましては、10月末に完了してございます。

もう一点、災害時の情報を提供したかどうかという形でございますが、今回の部分につきましてはラジオを通じて情報は提供してございません。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 続いて、今回壮警町では強風によって木が倒れたとか、またこのようにアンテナが傾いたとか、いろんな災害が発生しました。そこで、やはりその中でも2日間にわたって久保内地区ですか、町内至るところ停電がありました。そこで、このアンテナから電波を発信するための電源確保です。すなわち、私は電源確保というのは蓄電池というか、バッテリーといいますか、そういうものがアンテナに設置されているのかどうか、これはもしも設置されていれば、この蓄電池、バッテリーは何時間程度もつのかなんてちょっと心配になってきたのです。このことについては多分建設時の説明にはなかったような気がしますけれども、まず確認です。電源確保はどうなっているか。

そして、今後も想定外の災害発生があることが私は想定されますので、そのためにこのことについてどう今後取り組んでいくかということについても考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、今回停電の部分につきましては約2日間程度停電していたというふうに認識してございます。このときの対応でございますが、このFM放送局の事業を整備したときに備品としてこの久保内の中継局の部分として発電機を1台その当時、建設時に用意してあるという形でございます。それを今回利用して、電源を確保したという形で対応してございます。また、この発電機、小型なものですから、当然給油をしなければいけないという形でございますので、うちの担当職員が1日約2回、大体十一、二時間ぐらいしかもたないものですから、2回ほど給油に夜、昼なく行って、対応していたという状況でございます。また、今後取り組みにつきましては、当然そういう形で備品として置いてありますので、停電が発生した場合には速やかに電波の滞りがないような形で対応していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） これから休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。一般3ページ、質疑を受けます。

1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 企画費で補正金額がどうだこうだでなくて、実情をちょっとお聞きしたいと思います。

今回ふるさと納税の特産品で補正している。これについてではありませんけれども、ホームページを開くと、壮警の特産品のところ開いていくとたしか品切れ中ですか、そういう言葉が多く目立つのです。そして、壮警は果物の町で、リンゴだとかということは特産品としてあるのだけれども、それが最初に品切れ中というのが特に目立つのですけれども、こういう特産品として出すときに生産者と何か話し合いされているのか。といいますのは、特産品を広く皆さんに送るために供給を続ける方策、こういうのがどうなっているのかな。ご苦労はあると思うのですけれども、現状お話しいただければと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

確かにふるさと納税のホームページ見ると品切れですか、非常に実は目立っております。基本的に間に委託業者が入りまして、業者さんが生産者の方と契約をし、商品仕入れを行って、例えばリンゴをこちらの農業者さんから60ケースなら60ケースという形で仕入れができた段階でホームページに載せて、寄附の返礼品の対象にしているという現状でございます。ただ、当然可能な範囲で事業者さん、生産者さんにはご協力をいただいてやってはいるのですが、実際特にこの冬場なんかはそうですが、一回ホームページに出してからものの数時間とか、短いものと数時間、長いものでも3日とかという形で一気に注文が来て、寄附の申し込みが来て、すぐ品切れになってしまうというケースが近年というか、最近には特に多い状況です。ですから、町としてもイメージアップのためにも恒常的にずっと出せるのが望ましいところではありますが、現実には恒常的に出せるのは加工品ぐらいかなという状況でございます。事業者さんのほうにもお願いをして、おかげさまで参加事業者さんも非常にふえておりまして、できるだけそういう状況のないように努めたいと思いますが、現状としてはそういうところであるということでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） 私ちょっとお聞きしたいのですけれども、さっきの総務管理費、防災諸費のところの先ほど佐藤議員の答弁の中で、被害を受けた情報はFMで流していなかったと言っておられましたが、それこそああいふFMびゅうの地域の情報を流すのが本来重き仕事ではないかと思う。それで、私たち、役場の方も一緒に行きましたが、台風の後行ったときにリンゴ農家の方も風評被害で来ないのが一番怖いと。だから、思ったよりはそんなに被害を受けていないのだよと。だから、余り木が折れただとか枝が折れただとかというのは言わないでほしいと言っていたのですが、だからそのところもやっぱり地域の情報として流されたほうがよかったのではないかと思いますので、今後そういうことがあったらそういう情報も流していただけるように働きかけをしていただきたいと思いますというお願いでございます。

ます。いかがでしょうか。

○議長（松本 勉君） 3番議員、確認ですが、災害発生時の災害の状況の発信なのか、リンゴ農家の後ほどの収穫に影響ありませんよというような風評被害を防ぐことの情報なのか、それとも合わせてということなのか。

○3番（毛利 爾君） 一番肝心な風評被害のところ。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、風評被害云々とかという形は当然役場のほうでもお聞きしていますし、それが農家の方々にご迷惑かけるといふ形もありましたし、テレビでも結構災害の後に来ていて、その辺はというお話も聞いたように記憶してございます。今回FMラジオを通じてというのは、警報とか、そういうものは当然流れているというふうには認識してございます。ただ、災害という部分のピンポイントでという形が今回流せていなかったという形もありまして、先ほどの風評被害に対することとはというお話も今FMラジオ局のほうにこういう形という形でお話をしてほしいというご要望があったという形では今後コミュニティFMの関係で会議がありましたときにはそういうお話もして、こういうお話があったということではお伝えしたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） ほかに3ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般4ページ。

4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 4ページの民生費、臨時福祉給付金の関係でお聞きしたいと思います。

これ経済対策分ということで1,155万ということで予算を見ておられますが、この給付事務がどのぐらいの形で完了される予定で考えておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

ただいまご質問のありました臨時福祉金、経済対策分に係る給付の事務に係る時期等についてでございます。本議会でご提案をさせていただきました臨時福祉給付金に係る議決をいただいた後、必要な手続、事務等について適宜進めていきたいというふうには考えております。臨時福祉給付金の支給に係る部分で広域連合のほうで運用していますシステムというか、ネットワークに係るシステム等の改修等もちょっと必要になってくるものですから、そういったことの改修等が終わって、対象となる町民の皆さんへの支給のご案内等ということを見ると、2月ぐらいにご案内ということになってくるのかなというふうには今思っています。支給の開始時期についてはできるだけ早い時期をということで考えておりました、現在のところスケジュールとしては3月になれば支給の申請開始ということで準備を進めたいというふうには考えているところでございます。滞りなく事務が進むように努めていきたいというふうには考えているところでございます。それと、支給の申請に係っては3月から3カ月間ということで支給受け付けの時期ということになっていきますので、申請があってから本人確認等して、振り込み先等の確認もしてということで、実際の給付金の支給といたしますか、お手元にお渡しできるのは4月になってからかなというふうには今考えているところでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） ほかに4ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般5ページ。

6番、加藤正志君。

○6番（加藤正志君） 私は商工費の観光費の中の洞爺湖冬季周遊バス運行負担金30万につきまして、過去にこの事業が行われたというふうに私自身記憶がありますけれども、このたび30万の負担金が計上されております。そこで、これは27年度あたりもこういった事業が行われていたのか。ということになれば、その事業実績とか、また28年度においてもこの負担割合、それから1町でやっているとは思っておりません、多分洞爺湖町も絡んでいるのかなというふうに感じておりますので、その辺の負担割合と利用実績、またやった事業効果というものもどのように考えておられるのかあわせてお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（松本 勉君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（齊藤英俊君） 加藤議員の質問に答弁申し上げます。

この事業は、おっしゃるとおり、27年度に引き続き事業を行うものでございます。昨年度も2月にカルデラ号という洞爺湖周辺を回る周遊バスと、それからジオパーク号という洞爺湖周辺と豊浦、伊達を含めて周遊する2系統、こういったバスを1週間ずつ運行した次第でございます。その中で利用結果といたしましては、まずジオパーク号のほうでございますが、そちらは先ほど言いましたように、広域に周遊して、大体1日をかけて運行するものでございますが、こちらのほうは1週間運行しまして、乗客数が25名ということで、目標といたしておりました実績に対しましては36%ということで、1日平均しますと3.5人ということで、非常に成果的には厳しいかったというものになります。それから、一方のカルデラ号です。こちらのほうは洞爺湖温泉のバスターミナルを起点といたしまして、昭和金山、それから高台のほうのサイロ展望台のほうをめぐるバスということでございますが、こちらのほうは非常に乗車率が高いということになりまして、目標といたしておりました実績に対しましては119%の415名の乗車がございました。1日平均59名の乗車で、1便当たり12名ということでございました。このような結果を踏まえまして、今年度につきましては先ほど申し上げたジオパーク号のほうはいろんな課題がございまして、当面今後の課題として検討していくということといたしまして、いわゆる公社にありますカルデラ号の運行を、こちらのほうをメインに期間を延ばして運行しようということになっております。その期間といたしましては、1月10日から3月11日までの2カ月間という長期の運行を考えております。こちらのほうで特に民間事業者の交通事業者の方にこの期間の運行、そして定期路線化の方向を實際体感していただきたいということもありまして、この期間に集中的に運行し、データを蓄積していきたいと思って、事業を進めてまいります。

今年度の事業につきましては、ちょっと前段で説明し忘れましたが、加藤議員のおっしゃるとおり、この事業は洞爺湖町と壮瞥町という2町で取り組んでいる事業ということでございます。昨年は先ほど言いましたジオパーク号がありましたので、豊浦町、伊達市も入っておりましたが、今年度は2町でやるということになります。そこで、本年度の事業費につきましては460万円を予算化しておりまして、こちらにつきましては北海道観光機構の補助金、これを使いまして、そのうち200万を観光機構の補助金、それから洞爺湖町と壮瞥町の負担ということで80万円、これは負担割合といたしましては洞爺湖町が50万円、壮瞥町が30万円ということでございます。残りの約180万円ですが、こちらのほうは洞爺湖温泉観光協会とNPO法人そうべつ観光協会の2つで負担していくということになっております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 他に5ページございませんか。

1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 今に関連して、大変いいことでないかなと私思います。そこで、今の質問で運行計画の概略についてはわかったのですが、多分これを利用される方は外国の方が多いのではないかなと思うのです。そういう面で、よくこういう観光事業やったときに聞かれる言葉があります。それはおもてなしという言葉があるのですが、この計画の中にそのようなことが加味されているかどうか、配慮されているかどうか伺いたいと思いますし、まとめて言いますけれども、ただ単に車を走らせるだけでなく、例えば停留所だとか、そういうところに複数の外国語で何か表示などする考えがあるかどうかです。そうすることによってこのバスに乗ればどこどこ行けるのだということで利用者に便利でないかと思うのですが、そういう小さなおもてなしというのは、その配慮はされているかどうか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（齊藤英俊君） 佐藤議員のご質問に答弁申し上げます。

まず、1つ目のおもてなしという部分でございますが、まず先ほど申し上げました構成団体の中に洞爺湖温泉観光協会と壮瞥の観光協会という観光団体が属しておりますので、各観光事業者に対してこの取り組みを周知徹底いたしまして、各観光施設の中でいろいろなお問い合わせがあったときにちゃんと説明できるように、言語の問題はありますけれども、そういったスタッフがいらっしゃる施設もありますので、この取り組みに対してしっかりと熟知して、内容を説明できるようにということも徹底していきたいと思っておりますし、さらに各施設で単にバスで回るだけではなくて、行った先で何か得する部分があるといえますか。利用チラシの中にクーポン券的なものが入っておりまして、観光施設を割引で利用できるか、そういうような部分でおもてなしという部分をあらわしていきたいと思っております。

それから、2点目のご質問でございますが、去年の反省も踏まえまして、やはり外国人の方にわかりやすい運行というのを意識しておりまして、ことしにつきましては各バス停をナンバリングいたしまして、通し番号で番号をつけまして、そしてそれをチラシの中でちゃんと地図に落とし込んで、ここは何番のバス停、ここは何番のバス停というようなわかりやすいような形をとっております。それから、言語表記でございますが、アジアのお客さんが多いということで多言語の表記というお話でございますが、やはりバス停の看板の限られたスペースとか情報量の問題もありまして、今回の運行については英語表記とローマ字表記、ここまでしかちょっと考えておりません。多言語、複数言語の表記につきましては、ことしの実証結果を踏まえまして、今後また検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松本 勉君） ほかに5ページございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般6ページ。6ページございませんか。

1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 高等学校費についてちょっとお尋ねしたいのですが、高等学校費で通学補助金が166万ほど減額提案です。当初の予算では472万4,000円を計上して、今回約3分の1に当たる166万円が減額になっているのですが、これにはやはりいろんな事情があると思うのですが、減額するに至った理由と伺いますか、これについて最初に伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

高等学校の通学補助金につきましては、当初1年生から3年生まで82名分での予算措置をしておいた

ところでございますが、1年生につきましては当初30名ほど、これはここ数年の入学者等を見込んだ中での予算立てをしておりましたところ、実績としては19人分の通学費補助の対象になったということ、それと在学していた2年生、3年生につきましてはいずれも各学年とも当初26名分で措置していたものが通学費の補助対象となる定期の購入をした方については22名ずつであったという人数の減少が大きなところございまして、この理由につきましては1年生につきましては当初30名のところ入学者が4月の段階で21名だったということもあり、またそれ以外の2、3年生につきましては、1年生も含めてそうですが、定期であれば通学費の補助対象になりますが、大滝区から通われている生徒であるとか町内から通われている生徒、それと自転車で通っている生徒や親からの送迎で通っている生徒、また定期ではなくいわゆるバスカードを購入している生徒などがあり、このような人数の減少に伴って費用の減額が生じたというところでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 事情はわかりました。

そこで、私はこういう議案提案されたときに条例だとか要綱を必ず見ることにしているのです。そうしますと、この通学費の補助要綱の中にこのような言葉がありました。除外事項です。これは、ただし大滝村からの通学生徒は除くという言葉が入っているのです。この交付要綱が制定されたのが平成8年7月18日です。ですから、その後町村合併などあって、事情はあるかもしれませんが、伊達市では18年2月4日に伊達市が告示しているのです。その内容を見ますと、町の区域の設定の告示、その中で大滝村は大滝区となっているのです。ですから、やはりこの機会にこの要綱の一部訂正というのですか、改正というのですか、そんなことが必要でないかなということ、これは現在の通学費補助だけでなくほかにも、1回私見たことあるのですけれども、そういうものがあると思いますので、この要綱の精査というのを各課で一度やってみたらどうかと思うのですけれども、そのことつけ加えて終わりたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

この補助要綱の要綱につきましては、議員ご指摘のとおり、大滝村という表記になっているところがございますので、この部分につきましては現行の区表記になっているところについて改正のほう取り進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 6番、加藤正志君。

○6番（加藤正志君） ちょっと確認なのですが、国際交流費の中の中学生フィンランド国派遣事業委託料が598万減額なされております。ある程度話改めて確認はしておるのですが、その減額がなされた理由、内容をちょっとお伺いしておきたいと思っております。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

このフィンランド派遣事業の委託料の598万円の減額につきましては、主な理由として3点ございます。まず、1点目が海外研修ということで費用積算の段階である程度、1人につき5万円程度ぐらいですが、上乘せをして試算をしているということとそれにあわせて入札減があったということが1点。もう一点が想定していた人数が、生徒、引率者、予備も含めて5名分下がったということで、その部分での減、それと燃油サーチャージが当時見ていた予算よりも大幅に減ったということで、その分の3つ合わせたものがこの当該598万円の減額になったというところでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 6番、加藤正志君。

○6番（加藤正志君） 内容的にわかりましたけれども、相当減額、これ一千何百万の事業費ですよ。その中の約3分の1ぐらいを減額なされたということであってびっくりして、こういうふうな質問に立ったわけですが、ただその中で日数が1日減った分ということもありました。日数の、今7泊8日でした。9日でした。この日数は、変わらなかったのでしょうか。そうなのですか。その辺ちょっと勘違いしておりました。

そしてあと、この事業計画、事業についておおよそいろんなところで聞かせていただいたり、本などで見させていただいておりますけれども、改めて教育委員会の講評として何か聞かせていただければ、この事業、今後何年か取り組みありますよね。それについてもわかる範囲でちょっとお話を聞かせていただければと思っております。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

まず、減額が600万近いことになったというところでございますが、当初想定予算が1,710万円ということでございますので、その分の実際に行った分で1,100万円ほどが事業費ということになります。それと、国際理解教育という部分においてのこの中学生フィンランド国派遣事業につきましては、ご存じのとおり平成7年から実施をされているところで、これまでも700名以上の方が、生徒が参加をされているというところでございまして、町として小さい町でもできる唯一の大きな事業ということで教育委員会としてもこの交流事業、一つの子供たちにとっての英語教育も含めた中での部分において非常に大きなものであったというふうに認識をしているところでございます。現在この部分におきまして、今現行制度においてこの課題等もあるということも認識をしておりますので、例えば行事のあり方ですとか実施時期ですとか公費負担している部分のものですとか、そういう部分においても今後教育委員会の中で教育委員も含めてなるべく早く検討を加えて、議員の皆さんと協議できるように進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） ほかに6ページございせんか。ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般7ページ。

7番、高井一英君。

○7番（高井一英君） 災害復旧費の公共土木施設災害復旧費で大川の河川の不足額という形で工事費が説明されたのですけれども、これについてはやはり災害時の川底が浅くなってきたから、その部分も含めた工事内容なのか、工事内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、建設課長。

○建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

今回補正したのは大川の分になるのですが、台風のとくに護岸と、あと河床も侵食された部分と、あと湖、洞爺湖に出る河口側の侵食された部分を復旧する工事になっております。

○議長（松本 勉君） 5番、真鍋盛男君。

○5番（真鍋盛男君） 駒別林道の道路崩壊による復旧工事費が計上されておりますが、駒別林道、現状久保内側からは通行どめになっているのですけれども、将来的にはループ化というのですか、駒別の林道をずっとぐるっと久保内側から回って、上久保内に抜けれるというようなふうにするとかしないか

かという構想はどうなっているのでしょうか。

○議長（松本 勉君） 答弁、建設課長。

○建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

今回の補正は上久保内側の崩落したところの工事の補正なのですが、久保内側もモルタルを法面に吹きつけしているところが古くなってきて、崩落の可能性があるということで今通行どめをしているのですが、本年度、今調査の委託を出しております、法面の復旧に向けてどういうやり方あるか今検討しているところで、ネット張るのか落石防止の何かを立てるのか、その辺今検討しているところでして、その中でできるだけ経費かけない中でできる方法を見つけながら、できるだけ早く通行できるような形で工事をしたいというふうに考えております。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 続いて、歳入について、一般1ページ。

4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 款9の地方特例交付金、これ予算が50万で今回17万8,000円の減額で32万2,000円と。この特例交付金なのですけれども、これ国の減税制度等による減収対策分ということで理解しておるのですけれども、非常に便利な財源といいますか、一般財源として使うことができるということも理解しておりますけれども、これの算定要素といいますか、今年度の算定要素についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（松本 勉君） 答弁、税務財政課長。

○税務財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

地方特例交付金につきましては、現在住宅ローン減税に伴う町民税の減少分を補うために交付されているものでございまして、交付額につきましては毎年5月に住民税のほうの担当の係のほうから振興局のほうにこの住宅ローン減税に係る控除分の数値を報告いたしまして、それをもとに算定されまして、交付されているものでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） ほかに1ページありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般2ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正及び第2表、債務負担行為補正並びに第3表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第86号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第86号 平成28年度壮警町一般会計補正予算（第9号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第87号

○議長（松本 勉君） 日程第14、議案第87号 平成28年度壮警町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第87号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第87号 平成28年度壮警町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第88号

○議長（松本 勉君） 日程第15、議案第88号 平成28年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第88号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号 平成28年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第89号

○議長（松本 勉君） 日程第16、議案第89号 平成28年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第89号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号 平成28年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第90号

○議長（松本 勉君） 日程第17、議案第90号 平成28年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号 平成28年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号

○議長（松本 勉君） 日程第18、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 今定例会に追加提案いたします議件は、諮問第1号の1件であります。その内容についてご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。本町の人権擁護委員として法務大臣から委嘱されております佐長泰教氏は平成29年3月31日をもって任期満了となることから、札幌法務局長から後任候補者の推薦につきまして依頼を受けましたので、佐長氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

佐長氏は、平成23年4月から継続して人権擁護委員として相談活動に積極的に取り組んでおり、人権擁護委員として適任者であると考えられますことから、同氏を推薦するものであります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本案について適任とする意見を付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては適任とする意見を付することに決定いたしました。

◎意見案第3号ないし意見案第5号

○議長（松本 勉君） 日程第19のうち意見案第3号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書について及び意見案第4号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書について及び意見案第5号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 意見案第3号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。

わが国の合計特殊出生率は1.46（2015年）で、人口を維持するには必要な合計特殊出生率2.08への回復は、依然として困難である。

また、2015年4月1日現在の子どもの数（15歳未満の推計人口）は35年連続の減少で、総人口に占める子どもの割合は42年連続の低下となる12.6%で世界最低水準値である。

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。

こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、本道をはじめとするすべての都道府県及び市区町村において、乳幼児・児童医療費助成制度が実施されている。

しかしながら、市町村の制度内容の格差が年々拡大している状況である。

児童期までの年代は、病気に罹りやすく、また、アトピー性皮膚炎、小児喘息など長期の療養を要する病気も増加しており、病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で、医療費助成制度は極めて重要な役割を担っている。さらに、厚生労働省が推進する「8020」運動の達成のためには、永久歯が完成する中学校時期までの口腔管理の充実を図るためにも同制度の果たす役割は大きくなっている。

このような地方公共団体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現をめざすには地方制度の安定化が必要であり、そのためには国による支援が不可欠である。

よって、政府は、中学校卒業までをめざし、当面、就学前まで「国による子ども医療費無料制度」を早期に創設するよう強く要望するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣。以上であります。

続いて、意見案第4号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。

今日の少子化の深刻な進行と不況下において、子育て中の若年世帯への直接的な経済援助、育児への心理的な支援として、子ども医療費助成制度がすべての都道府県、すべての市区町村において実施されている。しかし、今、子ども医療費助成制度を現物給付方式とすることが求められている。

医療費助成の償還払い方式においては、患者は窓口でいったん一部負担金を支払い、償還されるのは2カ月後であり、受診抑制を招いている。一方、現物給付方式においては、窓口での支払いが不要であり、受診抑制を来すことなく助成を受けることができる。よって、受診抑制を来さない現物給付方式創設が求められる。

ところが、償還払い方式から現物給付方式への変更を妨げている要因に、国民健康保険に対する国庫負担金の調整の規定がある。この規定により、乳幼児医療費助成制度等の各種の医療費助成制度に現物給付方式を採用する地方公共団体は、国保国庫負担金の減額を余儀なくされ、財政運営上、支障を来しているばかりか、政府が推進する少子化対策に矛盾している。

よって、政府は、子ども医療費助成制度に係る国保国庫負担金の調整（減額）を廃止するよう強く要望するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣。以上であります。

続いて、意見案第5号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。

経済的な理由で必要な受診ができない方がふえています。全国保険医団体連合会が全国の保険医会、協会を通じて会員医療機関を対象に行った2015年受診実態調査では、41%の会員医療機関が経済的な理由による患者さんの治療中断を経験しています。さらに、43%は医療費負担を理由に治療や検査を断られたことがあると答えています。現在厚労省の社会保障制度審議会医療保険部会では、高額療養費、後

期高齢者の窓口負担の見直しについて検討を行っています。審議では、高額療養費について70歳以上の自己負担の月額上限の引き上げ、後期高齢者の医療費窓口負担を原則1割から2割に引き上げるなど、さらなる患者負担増が提案されています。高額療養費の外来特例によって複数の慢性疾患を抱えながら、何とか通院しながら生活を続けている患者さんがいます。また、さきの2015年受診実態調査の全国集計では、回答した医療機関の73%は後期高齢者の患者窓口負担の原則2割引き上げは受診抑制につながると回答しています。さらなる負担増は、年金収入も減っている中で治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻化しています。このような高齢者の実情に配慮し、さらなる患者負担増で受診抑制が起きないように現行の高額療養費制度、後期高齢者の窓口負担の継続を求めるものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣。

以上であります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

提案理由の説明が終わりましたので、意見案第3号から意見案第5号に対する質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、意見案第3号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、意見案第3号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書については原案のとおり可決されました。

次に、意見案第4号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、意見案第4号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書については原案のとおり可決されました。

次に、意見案第5号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、意見案第5号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書については原案のとおり可決されました。

◎意見案第6号

○議長（松本 勉君） 日程第19のうち意見案第6号 大雨災害に関する意見書についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

5番、真鍋盛男君。

○5番（真鍋盛男君） 意見案第6号 大雨災害に関する意見書の提案理由の説明を申し上げます。

北海道では本年8月、台風7、11、9号が相次いで上陸し、さらに台風10号の影響による集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより住宅や農地への浸水被害及び道路、鉄道の決壊や土砂災害が発生したところがあります。また、定置網、養殖施設被害など水産被害も大きなものがあります。このように全道各地で甚大な被害が発生し、住民の暮らしや経済活動に多大な影響が生じています。こうしたことから、住民が一日も早く安心してもとの生活を取り戻すことができるよう早急な災害対策と今後の防災対策が必要とされています。ついては、このたびの災害からの迅速な復旧と今後の防災対策に向け、自治体の応急対応や復旧、復興に要する経費について特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など十分な地方財政措置を講ずること。被災した道路、河川、鉄道等の公共土木施設、水道施設、農地、治山、林道、漁港等の農林水産業施設、社会福祉施設、医療機関、学校等文教施設及び文化財等の災害復旧に対して支援を行うこと。復旧だけではない水害に強い河川の改修への財政措置を講ずること。1級河川のみならず、北海道管理河川においても浸水被害解消のため抜本的な河川改修が可能となるよう特段の財政措置を講ずること。住宅被害を受けた被災者がもとの生活を取り戻すための必要な各種支援制度について十分な財政措置を講ずるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。農林水産業への被害について、農林漁業家の経営意欲を後退させないよう災害に強い農山漁村づくりへの措置を講ずること。大量の流木等が農地の復旧や漁業の操業等の支障とならないよう流木等の災害廃棄物の迅速な回収や処理に必要な経費に対し、特段の財政措置を講ずること。被災中小企業に対し、資金繰り支援を行うこと。異常気象等を起因とする災害発生状況を踏まえ、より強靱な道路、河川を初めとする公共施設の整備を推進するため、老朽化施設の補修、更新や施設の日ごろの維持管理に対して特段の財政措置を講ずることを強く要望するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）。

以上であります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けません。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、意見案第6号 大雨災害に関する意見書については原案のとおり可決されました。

◎意見案第7号

○議長（松本 勉君） 日程第19のうち意見案第7号 JR北海道への経営支援を求める意見書についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

5番、真鍋盛男君。

○5番（真鍋盛男君） 意見案第7号 JR北海道への経営支援を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。

11月18日、JR北海道は、現在の営業路線のおよそ半分となる10路線13線区を単独では維持が困難であると発表した。

この路線のいずれかが廃止となれば、その地域の過疎化が促進され、地域の経済や住民の暮らしを破壊することになる。公共交通機関としての役割を放棄するものであるといわざるをえない。

JR北海道は発足当初から、国の経営安定化基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という気象条件もかさなり、設備の維持管理には多額の費用が必要である。

よって国においては、地域住民の日常生活に重要な移動手段である鉄道を北海道において公共交通機関としての役割を発揮できるように、JR北海道の経営が自立できるよう財政支援等を図ることを強く要望するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上であります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、意見案第7号 JR北海道への経営支援を求める意見書については原案のとおり可決されました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（松本 勉君） 日程第20、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（松本 勉君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成28年壮瞥町議会第4回定例会を閉会いたします。

（午後 0時12分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員